

宍粟市地域防災計画 新旧対照表（案）

第1編 総則

	修正前	修正後																								
総則-1	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の前提</p> <p>第1節 計画の趣旨 (略)</p> <p>第2款 計画の理念 (略)</p> <p>なお、男女共同参画の視点から、本地域防災計画や避難所運営の意思決定の場における女性の参画を促進するとともに、救援物資や避難所の運営対策面において、要配慮者や女性、子育て家庭のニーズに配慮するものとする。 (略)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の前提</p> <p>第1節 計画の趣旨 (略)</p> <p>第2款 計画の理念 (略)</p> <p>なお、男女共同参画の視点から、本地域防災計画や避難所等の運営の意思決定の場における女性や子育て家庭の参画を促進するとともに、救援物資や避難所の運営対策面において、要配慮者や女性、子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮するものとする。 (略)</p>																								
総則-3	<p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>2 自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第3師団 姫路駐屯地第3特科隊</td> <td></td> <td>人命救助又は財産保護のための応急対策の実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	陸上自衛隊第3師団 姫路駐屯地第3特科隊		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施		(略)				<p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>2 自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第3師団 中部方面特科連隊</td> <td></td> <td>人命救助又は財産保護のための応急対策の実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	陸上自衛隊第3師団 中部方面特科連隊		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施		(略)			
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																							
陸上自衛隊第3師団 姫路駐屯地第3特科隊		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施																								
(略)																										
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																							
陸上自衛隊第3師団 中部方面特科連隊		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施																								
(略)																										
総則-5	<p>(略)</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社（兵庫支店） エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（関西支社）</td> <td>電気通信施設の整備と防災管理</td> <td>1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信</td> <td>被災電気通信設備の復旧</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	西日本 電信電話 株式会社（兵庫支店） エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社（関西支社）	電気通信施設の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の復旧	<p>(略)</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT西日本株式会社（兵庫支店） NTTドコモビジネス株式会社（関西支社） KDDI株式会社</td> <td>電気通信施設の整備と防災管理</td> <td>1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信</td> <td>被災電気通信設備の復旧</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	NTT 西日本株式会社（兵庫支店） NTTドコモ ビジネ ス 株式会社（関西支社） KDDI株式会社	電気通信施設の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の復旧								
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																							
西日本 電信電話 株式会社（兵庫支店） エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社（関西支社）	電気通信施設の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の復旧																							
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																							
NTT 西日本株式会社（兵庫支店） NTTドコモ ビジネ ス 株式会社（関西支社） KDDI株式会社	電気通信施設の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の復旧																							

第1編 総則

	修正前						修正後										
総則-26	KDDI株式会社						ソフトバンク株式会社										
	ソフトバンク株式会社						株式会社NTTドコモ										
	株式会社エヌ・ティ・エイ・ドコモ																
	(略)						(略)										
	(略)						(略)										
	第2章 災害の履歴と今後想定される災害						第2章 災害の履歴と今後想定される災害										
	(略)						(略)										
	第4節 土砂災害が発生するおそれのある危険箇所						第4節 土砂災害が発生するおそれのある危険箇所										
	(略)						(略)										
	2 法指定区域数（令和6年4月1日時点）						2 法指定区域数（令和8年4月1日時点）										
		地域		山崎	一宮	波賀	千種	合計			地域		山崎	一宮	波賀	千種	合計
区分・所管									区分・所管								
土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）		県砂防課		321	331	148	134	934	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）		県砂防課		321	331	149	134	935
"（土石流）		県砂防課		212	152	57	68	489	"（土石流）		県砂防課		212	152	57	68	489
"（地すべり）		県砂防課		1	5	1	2	9	"（地すべり）		県砂防課		1	5	1	2	9
土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）		県砂防課		297	310	120	122	849	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）		県砂防課		297	310	121	122	850
(略)									(略)								
(略)									(略)								

第1編 総則

	修正前	修正後								
総則-29	<p>第6節 地震規模の想定とその被害想定 (略)</p> <p>第2款 内陸型地震 (略)</p> <p>1 県内に震度5強以上の揺れを生じさせると想定される内陸型地震 マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層 (R 6. 1. 1 現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県内</th> <th>県外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td> (1) 上町断層 (2) 中央構造線断層帯 (※2) (①紀伊半島側②四国側) (3) 奈良盆地東縁断層帯 (4) 山崎断層帯 (那岐山断層帯) (5) 生駒断層帯 (6) 三峠・京都西山断層帯 (①京都西山断層帯②三峠断層③上林川断層) (7) 山田断層帯 (郷村断層帯) (8) 木津川断層帯 (9) 鳥取地震 (鹿野断層) </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 県内に震度5強以上の揺れを生じさせると想定される断層 (略)</p> <p>出典：「兵庫県地域防災計画 地震災害対策計画令和6年11月修正」(兵庫県)</p>	県内	県外	(略)	(1) 上町断層 (2) 中央構造線断層帯 (※2) (①紀伊半島側②四国側) (3) 奈良盆地東縁断層帯 (4) 山崎断層帯 (那岐山断層帯) (5) 生駒断層帯 (6) 三峠・京都西山断層帯 (①京都西山断層帯②三峠断層③上林川断層) (7) 山田断層帯 (郷村断層帯) (8) 木津川断層帯 (9) 鳥取地震 (鹿野断層)	<p>第6節 地震規模の想定とその被害想定 (略)</p> <p>第2款 内陸型地震 (略)</p> <p>1 県内に震度5強以上の揺れを生じさせると想定される内陸型地震 マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層 (R 7. 1. 1 現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県内</th> <th>県外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td> (1) 上町断層帯 (2) 中央構造線断層帯 (※2) (①紀伊半島側②四国側) (3) 奈良盆地東縁断層帯 (4) 山崎断層帯 (那岐山断層帯) (5) 生駒断層帯 (6) 三峠・京都西山断層帯 (①京都西山断層帯②三峠断層③上林川断層) (7) 山田断層帯 (郷村断層帯) (8) 木津川断層帯 (9) 鹿野・吉岡断層 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 県内に震度5強以上の揺れを生じさせると想定される断層 (略)</p> <p>出典：「兵庫県地域防災計画 地震災害対策計画令和7年11月修正」(兵庫県)</p>	県内	県外	(略)	(1) 上町断層帯 (2) 中央構造線断層帯 (※2) (①紀伊半島側②四国側) (3) 奈良盆地東縁断層帯 (4) 山崎断層帯 (那岐山断層帯) (5) 生駒断層帯 (6) 三峠・京都西山断層帯 (①京都西山断層帯②三峠断層③上林川断層) (7) 山田断層帯 (郷村断層帯) (8) 木津川断層帯 (9) 鹿野・吉岡断層
	県内	県外								
(略)	(1) 上町断層 (2) 中央構造線断層帯 (※2) (①紀伊半島側②四国側) (3) 奈良盆地東縁断層帯 (4) 山崎断層帯 (那岐山断層帯) (5) 生駒断層帯 (6) 三峠・京都西山断層帯 (①京都西山断層帯②三峠断層③上林川断層) (7) 山田断層帯 (郷村断層帯) (8) 木津川断層帯 (9) 鳥取地震 (鹿野断層)									
県内	県外									
(略)	(1) 上町断層帯 (2) 中央構造線断層帯 (※2) (①紀伊半島側②四国側) (3) 奈良盆地東縁断層帯 (4) 山崎断層帯 (那岐山断層帯) (5) 生駒断層帯 (6) 三峠・京都西山断層帯 (①京都西山断層帯②三峠断層③上林川断層) (7) 山田断層帯 (郷村断層帯) (8) 木津川断層帯 (9) 鹿野・吉岡断層									

第2編 災害予防計画

	修正前							修正後						
災害予防 計画-11	第2編 災害予防計画 (略)							第2編 災害予防計画 (略)						
	第2章 災害対策に関する防災基盤の整備 (略)							第2章 災害対策に関する防災基盤の整備 (略)						
	第4節 地盤災害の防止施設等の整備 (略)							第4節 地盤災害の防止施設等の整備 (略)						
	第5款 住宅土砂災害対策移転支援事業 (略)							第5款 住宅土砂災害対策移転支援事業 (略)						
災害予防 計画-12	2 住宅除却費の補助 限度額1,333千円(補助率2/3)							2 住宅除却費の補助						
	3 移転先住宅の助成 金融機関から資金を借り入れた場合、利子相当額を助成する。 限度額は4,210千円(建物:3,250千円、土地:960千円)(補助率10/10) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する経費を助成する。 限度額は2,000千円(補助率10/10) (略)							3 移転先住宅の助成 金融機関から資金を借り入れた場合、利子相当額を助成する。 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する経費を助成する。 (略)						
	第5節 交通関係施設の整備 (略)							第5節 交通関係施設の整備 (略)						
	第2款 兵庫県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用 (略) 消防防災ヘリコプター臨時離着陸場適地(全12か所)							第2款 兵庫県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用 (略) 消防防災ヘリコプター臨時離着陸場適地(全12か所)						
	番号	適地名	所在地	管理	連絡先	最大対応 機種	敷地の広 さ	番号	適地名	所在地	管理	連絡先	最大対応 機種	敷地の広 さ
	(略)							(略)						
	西 播 285	家原遺跡公園 「三方の里」	一宮町三方 町624-1	三方町出張所	74-0001	川崎バー トル KV-107	90m×50 m	西 播 285	家原遺跡公園	一宮町三方 町624-1	指定管理者	74-1000	川崎バー トル KV-107	90m×50 m
	西 169	波賀市民グラウ ンド	波賀町上野 164-6	同指定管理者	75-3811	川崎 CH- 47J	50m×60 m	西 169	波賀市民グラウ ンド	波賀町上野 164-6	指定管理者	75-3811	川崎 CH- 47J	50m×60 m
	西 170	鹿伏くるみの里 グラウンド	波賀町鹿伏 175-10	委託先 同施設管理棟	73-0348	川崎バー トル KV-107	60m×70 m	西 170	くるみの里グラ ウンド	波賀町鹿伏 175-10	指定管理者 同施設管理棟	73-0348	川崎バー トル KV-107	60m×70 m




第2編 災害予防計画

		修正前					修正後							
災害予防 計画-22	西 171	波賀総合スポー ツ公園	波賀町有賀 97-1	同指定管理者	75-3811	川崎パー トル KV-107	140 m × 140m 扇形	西 171	波賀総合スポー ツ公園	波賀町有賀 97-1	指定管理者	75-3811	川崎パー トル KV-107	140 m × 140m 扇形
	西 172	谷 山村広場	波賀町谷 179-13	波賀市民協働セ ンター	75-2220	AS332L1	50m×60 m	西 172	谷 山村広場	波賀町谷 179-13	波賀市民局	75-2220	AS332L1	50m×60 m
	(略)							(略)						
	西 174	ちくさ高原ネイ チャーランド駐 車場	千種町西河 内 1047	委託先 同施設管理室	76-3555	川崎 CH- 47J	80 m × 170m	西 174	ちくさ高原ネイ チャーランド駐 車場	千種町西河 内 1047	指定管理者 同施設管理室	76-3555	川崎 CH- 47J	80 m × 170m
	(略)							(略)						
	第3章 災害応急対策への備え (略) 第3節 相互応援体制の確立 (略) 第2款 民間事業者との連携 (略) 民間事業者等との協定							第3章 災害応急対策への備え (略) 第3節 相互応援体制の確立 (略) 第2款 民間事業者との連携 (略) 民間事業者等との協定						
			名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費			名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
			特設公衆電話の設 置・利用に関する 覚書	指定避難所への特設 公衆電話回線の事前 設置	西日本電信電話 株式会社 兵庫 支店	H25.6.3	無償			特設公衆電話の設 置・利用に関する 覚書	指定避難所への特 設公衆電話回線の 事前設置	NTT西日本株式会 社 兵庫支店	H25.6.3	無償
			(略)							(略)				
			災害等相互応援に 係る協定	1 配給水管と給水 装置の復旧 2 資機材と人員の 確保	宍粟市管工事組 合	H21.5.15	有償			(削除)				
		(略)							(略)					

第2編 災害予防計画

		修正前					修正後				
災害予防 計画-25	災害時における情報の収集及び伝達の応援に関する協定	1 被害、避難情報の提供 2 救急救助情報の提供	山崎アマチュア無線クラブ	H9.12.16	無償	(削除)					
	(略)					(略)					
	(略)					災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書	応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設	一般社団法人日本ムービングハウス協会 株式会社S I C	R7.11.12	有償	
						災害時における施設利用等支援に関する協定	1 避難場所としての利用 2 管理施設での飲食物の提供 3 支援物資の提供 4 その他、対応可能な支援	株式会社ビーバーレコード	R8.3.18	有償	
					災害時における施設利用等支援に関する協定	1 避難場所としての利用 2 管理施設での飲食物の提供 3 支援物資の提供 4 その他、対応可能な支援	社会福祉法人はなさきむら	R8.3.18	有償		
					(略)	(略)					
	第3款 応援・受援体制の整備 (略)					第3款 応援・受援体制の整備 (略)					
	なお、応援職員の派遣に当たっては、職員が現地において自活できるような資機材や装備品を携帯させるように留意し、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受入に当たっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮する。確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介					なお、応援職員の派遣に当たっては、職員が現地において円滑に活動できるような資機材や装備品の整備に努め、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受入に当たっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮する。確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介でき					

第2編 災害予防計画

	修正前	修正後																																
災害予防計画-27	<p>できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。 (略)</p> <p>第4節 情報通信機器の活用と整備 (略)</p> <p>第1款 情報収集用の通信機器 (略)</p> <p>防災情報サイト（システム）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称等</th> <th>内容</th> <th>アドレス等</th> <th>二次元 バーコード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【行政専用】 ※一部一般公開あり フェニックス防災システム</td> <td>県内全ての市町や県機関などが備える防災用端末で、あらゆる気象情報、防災情報を閲覧することができる。県が発令する水防指令や水防警報、引原ダムの放流状況などを瞬時に伝達する。</td> <td>携帯端末用（一般公開用） http://hyogo.bosaiinfo.jp/mobile</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称等	内容	アドレス等	二次元 バーコード	(略)				【行政専用】 ※一部一般公開あり フェニックス防災システム	県内全ての市町や県機関などが備える防災用端末で、あらゆる気象情報、防災情報を閲覧することができる。県が発令する水防指令や水防警報、引原ダムの放流状況などを瞬時に伝達する。	携帯端末用（一般公開用） http://hyogo.bosaiinfo.jp/mobile		(略)				<p>る、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。 (略)</p> <p>第4節 情報通信機器の活用と整備 (略)</p> <p>第1款 情報収集用の通信機器 (略)</p> <p>防災情報サイト（システム）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称等</th> <th>内容</th> <th>アドレス等</th> <th>二次元 バーコード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【行政専用】 フェニックス防災システム</td> <td>県内全ての市町や県機関などが備える防災用端末で、あらゆる気象情報、防災情報を閲覧することができる。県が発令する水防指令や水防警報、引原ダムの放流状況などを瞬時に伝達する。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称等	内容	アドレス等	二次元 バーコード	(略)				【行政専用】 フェニックス防災システム	県内全ての市町や県機関などが備える防災用端末で、あらゆる気象情報、防災情報を閲覧することができる。県が発令する水防指令や水防警報、引原ダムの放流状況などを瞬時に伝達する。	-	-	(略)			
名称等	内容	アドレス等	二次元 バーコード																															
(略)																																		
【行政専用】 ※一部一般公開あり フェニックス防災システム	県内全ての市町や県機関などが備える防災用端末で、あらゆる気象情報、防災情報を閲覧することができる。県が発令する水防指令や水防警報、引原ダムの放流状況などを瞬時に伝達する。	携帯端末用（一般公開用） http://hyogo.bosaiinfo.jp/mobile																																
(略)																																		
名称等	内容	アドレス等	二次元 バーコード																															
(略)																																		
【行政専用】 フェニックス防災システム	県内全ての市町や県機関などが備える防災用端末で、あらゆる気象情報、防災情報を閲覧することができる。県が発令する水防指令や水防警報、引原ダムの放流状況などを瞬時に伝達する。	-	-																															
(略)																																		
災害予防計画-28	<p>第4款 その他の情報収集手段 平時から市内アマチュア無線の愛好家らと連携し、災害時の情報収集の補完的役割を要請できるよう連絡体制を整える。なお、山崎アマチュア無線クラブ無人とは「災害時における情報の収集及び伝達の応援に関する協定」を結んでいる。 (略)</p>	<p>第4款 その他の情報収集手段 平時から無人航空機保有業者らと連携し防災訓練を実施し、災害時の情報収集の補完的役割を要請できるよう連絡体制を整える。なお、無人航空機保有業者とは「災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定」を結んでいる。 (略)</p>																																

第2編 災害予防計画

	修正前	修正後
災害予防 計画-34	<p>第8節 備蓄、調達体制の整備 (略)</p> <p>第2款 食料及び生活必需品の公的備蓄 市民の備蓄を補完するため、県の地震被害想定における最大避難者数(山崎断層帯地震(大原・土万・安富・主部南東部))を基準に、コミュニティ等のきめ細かな単位に分散させる形で、物資等の備蓄に努めるとともに、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努める。 (略)</p>	<p>第8節 備蓄、調達体制の整備 (略)</p> <p>第2款 食料及び生活必需品の公的備蓄 市民の備蓄を補完するため、県の地震被害想定における最大避難者数(山崎断層帯地震(大原・土万・安富・主部南東部))を基準に、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもに配慮するものとする。これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。また、必要となる備蓄量を推計するとともに、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努める。 (略)</p>
災害予防 計画-35	<p>5 備蓄物資等の調達 (1) 物資調達・輸送調整等支援システムの活用 備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。 (略)</p>	<p>5 備蓄物資等の調達 (1) 物資調達・輸送調整等支援システムの活用 備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の新物資システム(B-PLo)を活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム(B-PLo)を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、物資の輸送拠</p>

第2編 災害予防計画

	修正前	修正後																																
災害予防計画-38	<p>第9節 緊急輸送体制の整備 (略)</p> <p>第2款 緊急交通路の事前指定 (略)</p> <p>宍粟市役所所有車両の事前届出済車両</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>車名</th> <th>車番</th> <th>所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人員輸送用</td> <td>トヨタ シエンタ</td> <td>姫路 501 め 3879</td> <td>財務課</td> </tr> <tr> <td>人員輸送用</td> <td>トヨタ ノア</td> <td>姫路 501 の 4602</td> <td>財務課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	目的	車名	車番	所属	人員輸送用	トヨタ シエンタ	姫路 501 め 3879	財務課	人員輸送用	トヨタ ノア	姫路 501 の 4602	財務課	(略)				<p>点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。 (略)</p> <p>第9節 緊急輸送体制の整備 (略)</p> <p>第2款 緊急交通路の事前指定 (略)</p> <p>宍粟市役所所有車両の事前届出済車両</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>車名</th> <th>車番</th> <th>所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人員輸送用</td> <td>トヨタ シエンタ</td> <td>姫路 501 め 3879</td> <td>行政管理課</td> </tr> <tr> <td>人員輸送用</td> <td>トヨタ ノア</td> <td>姫路 501 の 4602</td> <td>行政管理課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	目的	車名	車番	所属	人員輸送用	トヨタ シエンタ	姫路 501 め 3879	行政管理課	人員輸送用	トヨタ ノア	姫路 501 の 4602	行政管理課	(略)			
目的	車名	車番	所属																															
人員輸送用	トヨタ シエンタ	姫路 501 め 3879	財務課																															
人員輸送用	トヨタ ノア	姫路 501 の 4602	財務課																															
(略)																																		
目的	車名	車番	所属																															
人員輸送用	トヨタ シエンタ	姫路 501 め 3879	行政管理課																															
人員輸送用	トヨタ ノア	姫路 501 の 4602	行政管理課																															
(略)																																		
災害予防計画-41	<p>第10節 災害医療システムの整備</p> <p>災害時の医療需要に対応するため、公立宍粟総合病院の機能充実を図るとともに、宍粟市医師会との協力体制を充実させ、多数の負傷者等に対する救急医療や避難所における医療対策を想定した災害医療システムの整備に努めるものとする。</p> <p>なお、災害救急医療には、助かる可能性のある人から優先して助けるという「トリアージ」の考え方が必要であるため、応急対策時に速やかに対処できるよう平常時から関係者の意識の醸成を図るものとする。 (略)</p> <p>第4款 広域医療体制の確立 (略)</p> <p>被災した医療機関や救護所へDMATの派遣が必要となった場合は、このシステムを活用し、地域医療情報センター(龍野健康福祉事務所)、医務</p>	<p>第10節 災害医療システムの整備</p> <p>災害時の医療需要に対応するため、公立宍粟総合病院の機能充実を図るとともに、宍粟市医師会との協力体制を充実させ、多数の負傷者等に対する救急医療や避難所における医療対策を想定した災害医療システムの整備に努めるものとする。</p> <p>なお、災害救急医療には、助かる可能性のある人から優先して助けるという「トリアージ」の考え方が必要であるため、応急対策時に速やかに対処できるよう平常時から関係者の意識の醸成を図るものとする。</p> <p>また、平常時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。 (略)</p> <p>第4款 広域医療体制の確立 (略)</p> <p>被災した医療機関や救護所へDMATの派遣が必要となった場合は、このシステムを活用し、地域医療情報センター(龍野健康福祉事務所)、医務</p>																																

第2編 災害予防計画

	修正前	修正後																								
災害予防 計画-43	<p>課、災害医療センター(災害救急医療情報指令センター)に派遣要請を行う。 (略)</p> <p>第5款 災害救急医療体制の整備 (略)</p> <p>2 ドクターヘリコプター離発着場 (30か所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>町名</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>山崎町</td> <td>城下小学校</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	番号	町名	場所	(略)			3	山崎町	城下小学校	(略)			<p>課、災害医療センター(災害救急医療情報指令センター)に派遣要請を行う。 また、災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)等のシステムをはじめとした、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めることとする。 (略)</p> <p>第5款 災害救急医療体制の整備 (略)</p> <p>2 ドクターヘリコプター離発着場 (30か所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>町名</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>山崎町</td> <td>山崎南小学校</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	番号	町名	場所	(略)			3	山崎町	山崎南小学校	(略)		
番号	町名	場所																								
(略)																										
3	山崎町	城下小学校																								
(略)																										
番号	町名	場所																								
(略)																										
3	山崎町	山崎南小学校																								
(略)																										
災害予防 計画-44	<p>第11節 家屋被害認定士制度の整備 (略)</p> <p>第1款 家屋被害認定士 (略)</p> <p>3 調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制の整備 市は、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 (略)</p>	<p>第11節 家屋被害認定士制度の整備 (略)</p> <p>第1款 家屋被害認定士 (略)</p> <p>3 調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制の整備 市は、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 (略)</p>																								

第2編 災害予防計画

	修正前	修正後																																										
災害予防 計画-46	<p>第12節 廃棄物対策の充実 (略)</p> <p>第1款 災害廃棄物処理計画の策定 (略)</p> <p>さらに、廃棄物処理施設等の浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の5分別に努めることを明記する。 (略)</p> <p>第13節 要配慮者対策への備え (略)</p> <p>第1款 要配慮者対策の方針 (略)</p> <p>2 市が担う支援対策 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策順</th> <th>市の対策部</th> <th>支援内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>市長公室</td> <td>避難情報（高齢者等避難）の発表に関する体制整備</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>市長公室 健康福祉部 総務部</td> <td>要配慮者や要配慮者利用施設等と避難支援等関係者への避難情報伝達体制の整備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>市長公室 健康福祉部</td> <td>発災時における同意を得られない個人情報の提供に関する体制整備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>市長公室 各市民局まちづくり推進課</td> <td>平時から市としての自主防災組織への啓発</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	対策順	市の対策部	支援内容	1	市長公室	避難情報（高齢者等避難）の発表に関する体制整備	2	市長公室 健康福祉部 総務部	要配慮者や要配慮者利用施設等と避難支援等関係者への避難情報伝達体制の整備	(略)			4	市長公室 健康福祉部	発災時における同意を得られない個人情報の提供に関する体制整備	(略)			8	市長公室 各市民局まちづくり推進課	平時から市としての自主防災組織への啓発	<p>第12節 廃棄物対策の充実 (略)</p> <p>第1款 災害廃棄物処理計画の策定 (略)</p> <p>さらに、廃棄物処理施設等の浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の5分別に努めることを明記する。 また、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。 (略)</p> <p>第13節 要配慮者対策への備え (略)</p> <p>第1款 要配慮者対策の方針 (略)</p> <p>2 市が担う支援対策 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策順</th> <th>市の対策部</th> <th>支援内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>まちづくり部</td> <td>避難情報（高齢者等避難）の発表に関する体制整備</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>まちづくり部 健康福祉部 総務部</td> <td>要配慮者や要配慮者利用施設等と避難支援等関係者への避難情報伝達体制の整備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>まちづくり部 健康福祉部</td> <td>発災時における同意を得られない個人情報の提供に関する体制整備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>まちづくり部 各市民局まちづくり推進課</td> <td>平時から市としての自主防災組織への啓発</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	対策順	市の対策部	支援内容	1	まちづくり部	避難情報（高齢者等避難）の発表に関する体制整備	2	まちづくり部 健康福祉部 総務部	要配慮者や要配慮者利用施設等と避難支援等関係者への避難情報伝達体制の整備	(略)			4	まちづくり部 健康福祉部	発災時における同意を得られない個人情報の提供に関する体制整備	(略)			8	まちづくり部 各市民局まちづくり推進課	平時から市としての自主防災組織への啓発
	対策順	市の対策部	支援内容																																									
	1	市長公室	避難情報（高齢者等避難）の発表に関する体制整備																																									
	2	市長公室 健康福祉部 総務部	要配慮者や要配慮者利用施設等と避難支援等関係者への避難情報伝達体制の整備																																									
	(略)																																											
	4	市長公室 健康福祉部	発災時における同意を得られない個人情報の提供に関する体制整備																																									
	(略)																																											
	8	市長公室 各市民局まちづくり推進課	平時から市としての自主防災組織への啓発																																									
	対策順	市の対策部	支援内容																																									
	1	まちづくり部	避難情報（高齢者等避難）の発表に関する体制整備																																									
2	まちづくり部 健康福祉部 総務部	要配慮者や要配慮者利用施設等と避難支援等関係者への避難情報伝達体制の整備																																										
(略)																																												
4	まちづくり部 健康福祉部	発災時における同意を得られない個人情報の提供に関する体制整備																																										
(略)																																												
8	まちづくり部 各市民局まちづくり推進課	平時から市としての自主防災組織への啓発																																										

第2編 災害予防計画

	修正前	修正後
災害予防計画-47	<p>第3款 個別避難計画の整備 (略)</p> <p>1 個別避難計画の作成 (略) 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。 (略)</p>	<p>第3款 個別避難計画の整備 (略)</p> <p>1 個別避難計画の作成 (略) 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、国のクラウド型被災者支援システム等の当該業務を支援するシステムを活用するよう積極的に検討する。 (略)</p>
災害予防計画-48	<p>7 避難支援等関係者の安全確保 (略) 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の意義、あり方を市長公室が中心となって自主防災組織や自治会などの地域の関係者に説明するとともに、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておく。 (略)</p>	<p>7 避難支援等関係者の安全確保 (略) 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の意義、あり方をまちづくり部が中心となって自主防災組織や自治会などの地域の関係者に説明するとともに、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておく。 (略)</p>
災害予防計画-53	<p>第15節 避難行動のあり方と避難所の選定 (略)</p> <p>第6款 施設、設備の整備</p> <p>1 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進する。あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。 (略)</p>	<p>第15節 避難行動のあり方と避難所の選定 (略)</p> <p>第6款 施設、設備の整備</p> <p>1 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化、空調設備を設置することを目標とし、電力および通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進する。あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。 (略)</p>
災害予防計画-54	<p>5 平常時から、井戸や給水タンクの整備をはじめ、避難所ごとに断水に備えた生活水の確保方策を検討し、準備しておく (略)</p>	<p>5 平常時から、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸や給水タンクの整備等をはじめ、避難所ごとに断水に備えた生活水の確保方策を検討し、準備しておく</p> <p>6 指定避難所だけでなく、協定を締結した避難所についても、あらかじめ情報を把握する。 (略)</p>

第2編 災害予防計画

	修正前	修正後																																																								
災害予防計画-67	<p>第5章 大規模事故等の災害予防対策 (略)</p> <p>第2節 大規模火災の予防対策 (略)</p> <p>第4款 火災予防対策 (略)</p> <p>1 一般火災予防対策 (1) 市と西はりま消防組合宍粟消防署が行う消防予防行政については、立入検査を強化するとともに、広報活動による防火思想の普及徹底を図り、予防消防の基本である警火心の高揚を図る。 (略)</p>	<p>第5章 大規模事故等の災害予防対策 (略)</p> <p>第2節 大規模火災の予防対策 (略)</p> <p>第4款 火災予防対策 (略)</p> <p>1 一般火災予防対策 (1) 市と西はりま消防組合宍粟消防署が行う消防予防行政については、立入検査を強化するとともに、広報活動による防火思想の普及徹底を図り、予防消防の基本である警火心の高揚を図る。また、大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーの普及に努める。 (略)</p>																																																								
災害予防計画-80	<p>第6章 大規模広域災害時の受入対策 (略)</p> <p>第3節 原子力災害時の受入れ (略)</p> <p>2 広域避難の受入体制の整備 (略)</p> <p>原子力災害時の受入施設と対象地区（令和7年4月1日）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>避難所名</th> <th>所在地</th> <th>収容人数</th> <th>浸水想定深(m)</th> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>対象地区 (京都府綾部市)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>宍粟市立はりま一宮小学校</td> <td>一宮町東市場 788</td> <td>200</td> <td>5.0～ 3.0</td> <td>—</td> <td>物部白道路</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	避難所名	所在地	収容人数	浸水想定深(m)	土砂災害警戒区域	対象地区 (京都府綾部市)	(略)							4	宍粟市立はりま一宮小学校	一宮町東市場 788	200	5.0～ 3.0	—	物部白道路	(略)							<p>第6章 大規模広域災害時の受入対策 (略)</p> <p>第3節 原子力災害時の受入れ (略)</p> <p>2 広域避難の受入体制の整備 (略)</p> <p>原子力災害時の受入施設と対象地区（令和7年4月1日）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>避難所名</th> <th>所在地</th> <th>収容人数</th> <th>浸水想定深(m)</th> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>対象地区 (京都府綾部市)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>宍粟市立はりま一宮小学校</td> <td>一宮町東市場 788</td> <td>200</td> <td>0.5～ 3.0</td> <td>—</td> <td>物部白道路</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	避難所名	所在地	収容人数	浸水想定深(m)	土砂災害警戒区域	対象地区 (京都府綾部市)	(略)							4	宍粟市立はりま一宮小学校	一宮町東市場 788	200	0.5～ 3.0	—	物部白道路	(略)						
番号	避難所名	所在地	収容人数	浸水想定深(m)	土砂災害警戒区域	対象地区 (京都府綾部市)																																																				
(略)																																																										
4	宍粟市立はりま一宮小学校	一宮町東市場 788	200	5.0～ 3.0	—	物部白道路																																																				
(略)																																																										
番号	避難所名	所在地	収容人数	浸水想定深(m)	土砂災害警戒区域	対象地区 (京都府綾部市)																																																				
(略)																																																										
4	宍粟市立はりま一宮小学校	一宮町東市場 788	200	0.5～ 3.0	—	物部白道路																																																				
(略)																																																										

第3編 風水害応急対策計画

	修正前	修正後
	<p>第3編 風水害応急対策計画 (略)</p> <p>第2章 組織と職員配備 (略)</p> <p>第1節 組織の設置 (略)</p> <p>第3款 災害対策本部の組織と事務分掌 (略)</p>	<p>第3編 風水害応急対策計画 (略)</p> <p>第2章 組織と職員配備 (略)</p> <p>第1節 組織の設置 (略)</p> <p>第3款 災害対策本部の組織と事務分掌 (略)</p>

第3編 風水害応急対策計画

	修正前	修正後																																																																																																																																														
風水害-7	<p>災害対策本部の組織図</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副市長 教育長</td></tr> </table> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">災害対策本部(宍粟市役所本庁舎)</th> <th colspan="2">現地災害対策本部(各市民協働センター)</th> </tr> <tr> <th>部局名</th> <th>対策部名</th> <th>本部員</th> <th>部局名</th> <th>本部員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長公室</td> <td>本部室</td> <td>市長公室長</td> <td rowspan="4">一宮市民局 三方町出張所</td> <td rowspan="4">市民局長 市民局副局長 課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団 長 警察官</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務対策部</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td></td> <td>議会事務局長</td> </tr> <tr> <td>市民生活部</td> <td>市民生活対策部</td> <td>市民生活部長</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉対策部</td> <td>健康福祉部長</td> <td rowspan="4">波賀市民局</td> <td rowspan="4">市民局長 市民局副局長 課長 北部事務所長 課長 消防波賀出張所 長 消防団波賀支団 長 警察官</td> </tr> <tr> <td>産業部</td> <td>産業対策部</td> <td>産業部長 農業委員会事務局長</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>土木水道対策部</td> <td>建設部長</td> </tr> <tr> <td>会計課</td> <td>会計対策部</td> <td>会計管理者</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育対策部</td> <td>教育部長</td> <td rowspan="4">千種市民局</td> <td rowspan="4">市民局長 市民局副局長 課長 消防千種出張所 長 消防団千種支団 長 警察官</td> </tr> <tr> <td>公立宍粟総合病院</td> <td>-</td> <td>事務部長</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>-</td> <td>消防団長 副団長 山崎支団長</td> </tr> <tr> <td>西はりま消防組合 宍粟消防署</td> <td>-</td> <td>署長</td> </tr> <tr> <td>宍粟警察署</td> <td>-</td> <td>署長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民局(復旧期のみ)</td> <td>-</td> <td>市民局長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本部長	市長	副本部長	副市長 教育長	災害対策本部(宍粟市役所本庁舎)			現地災害対策本部(各市民協働センター)		部局名	対策部名	本部員	部局名	本部員	市長公室	本部室	市長公室長	一宮市民局 三方町出張所	市民局長 市民局副局長 課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団 長 警察官	総務部	総務対策部	総務部長	議会事務局		議会事務局長	市民生活部	市民生活対策部	市民生活部長	健康福祉部	健康福祉対策部	健康福祉部長	波賀市民局	市民局長 市民局副局長 課長 北部事務所長 課長 消防波賀出張所 長 消防団波賀支団 長 警察官	産業部	産業対策部	産業部長 農業委員会事務局長	建設部	土木水道対策部	建設部長	会計課	会計対策部	会計管理者	教育委員会事務局	教育対策部	教育部長	千種市民局	市民局長 市民局副局長 課長 消防千種出張所 長 消防団千種支団 長 警察官	公立宍粟総合病院	-	事務部長	消防団	-	消防団長 副団長 山崎支団長	西はりま消防組合 宍粟消防署	-	署長	宍粟警察署	-	署長			市民局(復旧期のみ)	-	市民局長			<p>災害対策本部の組織図</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副市長 教育長</td></tr> </table> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">災害対策本部(宍粟市役所本庁舎)</th> <th colspan="2">現地災害対策本部(各市民協働センター)</th> </tr> <tr> <th>部局名</th> <th>対策部名</th> <th>本部員</th> <th>部局名</th> <th>本部員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まちづくり部</td> <td>本部室</td> <td>まちづくり部長</td> <td rowspan="4">一宮市民局 三方町出張所</td> <td rowspan="4">市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部建設課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団 長 警察官</td> </tr> <tr> <td>市長公室</td> <td>市長公室対策部</td> <td>市長公室長</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務対策部</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td></td> <td>議会事務局長</td> </tr> <tr> <td>市民生活部</td> <td>市民生活対策部</td> <td>市民生活部長</td> <td rowspan="4">波賀市民局</td> <td rowspan="4">市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部産業課長 消防波賀出張所 長 消防団波賀支団 長 警察官</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉対策部</td> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td>産業部</td> <td>産業対策部</td> <td>産業部長</td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局</td> <td></td> <td>農業委員会事務局長</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>土木水道対策部</td> <td>建設部長</td> <td rowspan="4">千種市民局</td> <td rowspan="4">市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 消防千種出張所 長 消防団千種支団 長 警察官</td> </tr> <tr> <td>会計課</td> <td>会計対策部</td> <td>会計管理者</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育対策部</td> <td>教育部長</td> </tr> <tr> <td>公立宍粟総合病院</td> <td>-</td> <td>事務部長</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>-</td> <td>消防団長 副団長 山崎支団長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西はりま消防組合 宍粟消防署</td> <td>-</td> <td>署長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宍粟警察署</td> <td>-</td> <td>署長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民局(復旧期のみ)</td> <td>-</td> <td>市民局長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本部長	市長	副本部長	副市長 教育長	災害対策本部(宍粟市役所本庁舎)			現地災害対策本部(各市民協働センター)		部局名	対策部名	本部員	部局名	本部員	まちづくり部	本部室	まちづくり部長	一宮市民局 三方町出張所	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部建設課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団 長 警察官	市長公室	市長公室対策部	市長公室長	総務部	総務対策部	総務部長	議会事務局		議会事務局長	市民生活部	市民生活対策部	市民生活部長	波賀市民局	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部産業課長 消防波賀出張所 長 消防団波賀支団 長 警察官	健康福祉部	健康福祉対策部	健康福祉部長	産業部	産業対策部	産業部長	農業委員会事務局		農業委員会事務局長	建設部	土木水道対策部	建設部長	千種市民局	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 消防千種出張所 長 消防団千種支団 長 警察官	会計課	会計対策部	会計管理者	教育委員会事務局	教育対策部	教育部長	公立宍粟総合病院	-	事務部長	消防団	-	消防団長 副団長 山崎支団長			西はりま消防組合 宍粟消防署	-	署長			宍粟警察署	-	署長			市民局(復旧期のみ)	-	市民局長		
本部長	市長																																																																																																																																															
副本部長	副市長 教育長																																																																																																																																															
災害対策本部(宍粟市役所本庁舎)			現地災害対策本部(各市民協働センター)																																																																																																																																													
部局名	対策部名	本部員	部局名	本部員																																																																																																																																												
市長公室	本部室	市長公室長	一宮市民局 三方町出張所	市民局長 市民局副局長 課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団 長 警察官																																																																																																																																												
総務部	総務対策部	総務部長																																																																																																																																														
議会事務局		議会事務局長																																																																																																																																														
市民生活部	市民生活対策部	市民生活部長																																																																																																																																														
健康福祉部	健康福祉対策部	健康福祉部長	波賀市民局	市民局長 市民局副局長 課長 北部事務所長 課長 消防波賀出張所 長 消防団波賀支団 長 警察官																																																																																																																																												
産業部	産業対策部	産業部長 農業委員会事務局長																																																																																																																																														
建設部	土木水道対策部	建設部長																																																																																																																																														
会計課	会計対策部	会計管理者																																																																																																																																														
教育委員会事務局	教育対策部	教育部長	千種市民局	市民局長 市民局副局長 課長 消防千種出張所 長 消防団千種支団 長 警察官																																																																																																																																												
公立宍粟総合病院	-	事務部長																																																																																																																																														
消防団	-	消防団長 副団長 山崎支団長																																																																																																																																														
西はりま消防組合 宍粟消防署	-	署長																																																																																																																																														
宍粟警察署	-	署長																																																																																																																																														
市民局(復旧期のみ)	-	市民局長																																																																																																																																														
本部長	市長																																																																																																																																															
副本部長	副市長 教育長																																																																																																																																															
災害対策本部(宍粟市役所本庁舎)			現地災害対策本部(各市民協働センター)																																																																																																																																													
部局名	対策部名	本部員	部局名	本部員																																																																																																																																												
まちづくり部	本部室	まちづくり部長	一宮市民局 三方町出張所	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部建設課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団 長 警察官																																																																																																																																												
市長公室	市長公室対策部	市長公室長																																																																																																																																														
総務部	総務対策部	総務部長																																																																																																																																														
議会事務局		議会事務局長																																																																																																																																														
市民生活部	市民生活対策部	市民生活部長	波賀市民局	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部産業課長 消防波賀出張所 長 消防団波賀支団 長 警察官																																																																																																																																												
健康福祉部	健康福祉対策部	健康福祉部長																																																																																																																																														
産業部	産業対策部	産業部長																																																																																																																																														
農業委員会事務局		農業委員会事務局長																																																																																																																																														
建設部	土木水道対策部	建設部長	千種市民局	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 消防千種出張所 長 消防団千種支団 長 警察官																																																																																																																																												
会計課	会計対策部	会計管理者																																																																																																																																														
教育委員会事務局	教育対策部	教育部長																																																																																																																																														
公立宍粟総合病院	-	事務部長																																																																																																																																														
消防団	-	消防団長 副団長 山崎支団長																																																																																																																																														
西はりま消防組合 宍粟消防署	-	署長																																																																																																																																														
宍粟警察署	-	署長																																																																																																																																														
市民局(復旧期のみ)	-	市民局長																																																																																																																																														

第3編 風水害応急対策計画

		修正前			修正後					
風水害-8	災害対策本部（本庁）の事務分掌				災害対策本部（本庁）の事務分掌					
	主管部局	主管課等	事務分掌		主管部局	主管課等	事務分掌			
	市長公室	危機管理課	1 本部の設置、運営に関する事 2 気象情報、河川情報の収集に関する事 3 消防団の配備に関する事 4 配備指令とその伝達に関する事 5 避難情報の発表に関する事 6 警戒区域の設定に関する事 7 県や警察、自衛隊など、関係機関との連絡に関する事 8 広域応援要請に関する事 9 被害状況の総括に関する事 10 市民局との連絡調整に関する事 11 災害救助法の適用申請事務に関する事 12 罹災届出証明書の発行に関する事 13 災害復旧に係る借入金利子補給金交付制度（市単）に関する事 14 被災者生活再建支援制度に関する事		まちづくり部	1 本部の設置、運営に関する事 2 気象情報、河川情報の収集に関する事 3 消防団の配備に関する事 4 配備指令とその伝達に関する事 5 避難情報の発表に関する事 6 警戒区域の設定に関する事 7 県や警察、自衛隊など、関係機関との連絡に関する事 8 広域応援要請に関する事 9 被害状況の総括に関する事 10 市民局との連絡調整に関する事 11 災害救助法の適用申請事務に関する事 12 罹災届出証明書の発行に関する事 13 災害復旧に係る借入金利子補給金交付制度（市単）に関する事 14 被災者生活再建支援制度に関する事		まちづくり 推進課 人権推進課	1 一時避難所等開設の確認に関する事（山崎地域） 2 広域避難所以外の避難者数の集計に関する事（山崎地域） 3 自治会の被害状況調査に関する事（山崎地域） 4 自治会との連絡調整に関する事（山崎地域）	
			市長公室	秘書政策課 地域創生課		1 指定避難所開設の確認に関する事 2 避難者数の市内集計に関する事 3 自治会の被害状況調査の市内集計に関する事 4 支援制度の取りまとめ、周知に関する事 5 市長のメッセージと避難所訪問に関する事 6 宍粟市災害見舞金及び義援金の配分、支給に関する事			地域創生課	1 指定避難所開設の確認に関する事 2 避難者数の市内集計に関する事 3 自治会の被害状況調査の市内集計に関する事 4 支援制度の取りまとめ、周知に関する事
総務部 議会事務局			広報情報課	1 避難情報の伝達に関する事 2 交通情報の伝達に関する事 3 避難状況の伝達に関する事 4 報道機関の対応に関する事 5 写真の撮影と映像の保存、広報に関する事		市長公室	秘書広報課		1 避難情報の伝達に関する事 2 交通情報の伝達に関する事 3 避難状況の伝達に関する事 4 報道機関の対応に関する事 5 写真の撮影と映像の保存、広報に関する事	
	総務課 財務課	1 通報（電話）対応と本部情報整理に関する事 2 緊急通行車両の確保に関する事								

第3編 風水害応急対策計画

修正前			修正後		
	議会事務局	3 行政支援の調整と動員計画に関すること 4 職員の健康管理に関すること 5 安否情報に関すること			6 市長のメッセージと避難所訪問に関すること 7 災害見舞金及び義援金の配分、支給に関すること
市民生活部	まちづくり推進課 人権推進課	1 一時避難所等開設の確認に関すること（山崎地域） 2 広域避難所以外の避難者数の集計に関すること（山崎地域） 3 自治会の被害状況調査に関すること（山崎地域） 4 自治会との連絡調整に関すること（山崎地域）	総務部 議会事務局	行政管理課 人事課 財政課 議会事務局	1 通報（電話）対応と本部情報整理に関すること 2 緊急通行車両の確保に関すること 3 行政支援の調整と動員計画に関すること 4 職員の健康管理に関すること 5 安否情報に関すること
	税務課	1 家屋被害認定調査に関すること 2 罹災証明書の発行に関すること 3 被災者台帳の作成に関すること		税務課	1 家屋被害認定調査に関すること 2 罹災証明書の発行に関すること 3 被災者台帳の作成に関すること
	市民課 生活衛生課	1 防疫に関すること 2 廃棄物の収集と処理に関すること 3 遺体の処置、安置に関すること 4 遺体の埋火葬に関すること 5 し尿の収集と処理に関すること 6 避難所仮設トイレの設置に関すること		市民生活部 市民課 生活衛生課	1 防疫に関すること 2 廃棄物の収集と処理に関すること 3 遺体の処置、安置に関すること 4 遺体の埋火葬に関すること 5 し尿の収集と処理に関すること 6 避難所仮設トイレの設置に関すること
	(略)				
(略)			(略)		

第3編 風水害応急対策計画

		修正前			修正後							
風水害 - 10	現地災害対策本部（市民局）の事務分掌	主管課等	事務分掌	本庁部局	主管課等	事務分掌	本庁部局					
		まちづくり推進課 三方町出張所	1 現地本部の設置、運営に関する事 2 気象情報、河川情報の収集に関する事 3 消防団の配備に関する事 4 配備命令に関する事 5 避難情報の発令と伝達に関する事 6 警察など、関係機関との連絡に関する事 7 本部室との連絡調整に関する事 8 罹災届出証明書の発行に関する事	市長公室 市民生活部	1 現地本部の設置、運営に関する事 2 気象情報、河川情報の収集に関する事 3 消防団の配備に関する事 4 配備命令に関する事 5 避難情報の発令と伝達に関する事 6 警察など、関係機関との連絡に関する事 7 本部室との連絡調整に関する事 8 罹災届出証明書の発行に関する事 9 自治会との連絡調整に関する事 10 被災者生活再建支援制度に関する事	まちづくり推進課 三方町出張所	1 避難所開設の確認に関する事 2 避難者数の集計に関する事 3 自治会の被害状況調査に関する事 4 2、3の報告に関する事 5 自治会との連絡調整に関する事 6 被災者生活再建支援制度に関する事	市長公室				
			(略)						(略)			
			1 罹災証明書の発行に関する事						市民生活部	1 避難所開設の確認に関する事 2 避難者数の集計に関する事 3 自治会の被害状況調査に関する事 4 2、3の報告に関する事	市長公室	
			1 防疫に関する事 2 廃棄物の収集と処理に関する事 3 遺体の処置、安置に関する事 4 遺体の埋火葬に関する事 5 し尿の収集と処理に関する事 6 避難所仮設トイレの設置に関する事							(略)		市民生活部
			(略)							(略)		
			1 河川の監視に関する事 2 農産物、家畜、農業施設などの被害調査に関する事 3 山林の被害調査と復旧に関する事 4 林道の被害調査と復旧に関する事							産業部		
		1 道路の巡視と交通規制に関する事	建設部	1 道路の巡視と交通規制に関する事	建設部							
		北部事務所	1 河川の監視に関する事 2 農産物、家畜、農業施設などの被害調査に関する事 3 山林の被害調査と復旧に関する事 4 林道の被害調査と復旧に関する事	産業部	1 河川の監視に関する事 2 農産物、家畜、農業施設などの被害調査に関する事 3 山林の被害調査と復旧に関する事 4 林道の被害調査と復旧に関する事	産業部						
		北部建設課	1 道路の巡視と交通規制に関する事	建設部	1 道路の巡視と交通規制に関する事	建設部						

第3編 風水害応急対策計画

修正前			修正後		
	2 緊急輸送路の確保に関する事 3 道路、橋梁、河川、堤防などの被害調査と応急対策、復旧に関する事 4 応急給水に関する事 5 上下水道の被害調査と復旧に関する事			2 緊急輸送路の確保に関する事 3 道路、橋梁、河川、堤防などの被害調査と応急対策、復旧に関する事 4 応急給水に関する事 5 上下水道の被害調査と復旧に関する事	
給食センター	1 避難所の物資、食料の調達に関する事 2 施設利用者の安全確認に関する事	教育委員会 事務局	給食センター	1 避難所の物資、食料の調達に関する事	教育委員会 事務局
(略)			(略)		
消防支団本部	1 消防団員の出動命令に関する事 2 警戒活動に関する事 3 水防活動に関する事 4 避難誘導に関する事 5 救助活動に関する事 6 消火活動に関する事 7 広報活動に関する事 8 行方不明者の捜索に関する事 9 本部との連絡調整に関する事	市長公室 市民生活部	消防支団本部	1 消防団員の出動命令に関する事 2 警戒活動に関する事 3 水防活動に関する事 4 避難誘導に関する事 5 救助活動に関する事 6 消火活動に関する事 7 広報活動に関する事 8 行方不明者の捜索に関する事 9 本部との連絡調整に関する事	消防団本部
(略)			(略)		

第3編 風水害応急対策計画

	修正前	修正後																																																																																												
風水害 - 13	<p>第3節 職員の初動 (略) 時系列に示す職員の初動 (風水害)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経過</th> <th>対策期</th> <th>対策</th> <th>指揮</th> <th>連携</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">発災前</td> <td rowspan="10">警戒期</td> <td>組織(災害対策本部)の設置</td> <td>本部室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配備指令の伝達</td> <td>本部室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信機器の確保</td> <td>本部室</td> <td>総務対策部</td> </tr> <tr> <td>気象情報の収集と伝達</td> <td>本部室</td> <td>総務対策部</td> </tr> <tr> <td>河川監視</td> <td>産業対策部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難情報の伝達</td> <td>本部室</td> <td>総務対策部</td> </tr> <tr> <td>要配慮者の支援</td> <td>健康福祉対策部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路巡視と交通規制</td> <td>土木水道対策部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急通行車両の確保</td> <td>総務対策部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通報の対応と情報整理</td> <td>総務対策部</td> <td>本部室</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3章 情報の収集と伝達 (略)</p> <p>対策部 本部室・総務対策部・現地災害対策本部</p> <p>第1節 通信機器の確保 (略) 非常時に使用する通信機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信機器</th> <th>機器設置機関</th> <th>番号簿等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信設備の優先使用 (災害対策基本法第79条ほか)</td> <td>市内 宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所 アマチュア無線局</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	経過	対策期	対策	指揮	連携	発災前	警戒期	組織(災害対策本部)の設置	本部室		配備指令の伝達	本部室		通信機器の確保	本部室	総務対策部	気象情報の収集と伝達	本部室	総務対策部	河川監視	産業対策部		避難情報の伝達	本部室	総務対策部	要配慮者の支援	健康福祉対策部		道路巡視と交通規制	土木水道対策部		緊急通行車両の確保	総務対策部		通報の対応と情報整理	総務対策部	本部室	通信機器	機器設置機関	番号簿等	(略)			通信設備の優先使用 (災害対策基本法第79条ほか)	市内 宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所 アマチュア無線局	-	<p>第3節 職員の初動 (略) 時系列に示す職員の初動 (風水害)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経過</th> <th>対策期</th> <th>対策</th> <th>指揮</th> <th>連携</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">発災前</td> <td rowspan="10">警戒期</td> <td>組織(災害対策本部)の設置</td> <td>本部室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配備指令の伝達</td> <td>本部室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信機器の確保</td> <td>本部室</td> <td>市長公室対策部</td> </tr> <tr> <td>気象情報の収集と伝達</td> <td>本部室</td> <td>市長公室対策部</td> </tr> <tr> <td>河川監視</td> <td>産業対策部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難情報の伝達</td> <td>本部室</td> <td>市長公室対策部</td> </tr> <tr> <td>要配慮者の支援</td> <td>健康福祉対策部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路巡視と交通規制</td> <td>土木水道対策部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急通行車両の確保</td> <td>総務対策部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通報の対応と情報整理</td> <td>総務対策部</td> <td>本部室</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3章 情報の収集と伝達 (略)</p> <p>対策部 本部室・市長公室対策部・総務対策部・現地災害対策本部</p> <p>第1節 通信機器の確保 (略) 非常時に使用する通信機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信機器</th> <th>機器設置機関</th> <th>番号簿等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信設備の優先使用 (災害対策基本法第79条ほか)</td> <td>市内 宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	経過	対策期	対策	指揮	連携	発災前	警戒期	組織(災害対策本部)の設置	本部室		配備指令の伝達	本部室		通信機器の確保	本部室	市長公室対策部	気象情報の収集と伝達	本部室	市長公室対策部	河川監視	産業対策部		避難情報の伝達	本部室	市長公室対策部	要配慮者の支援	健康福祉対策部		道路巡視と交通規制	土木水道対策部		緊急通行車両の確保	総務対策部		通報の対応と情報整理	総務対策部	本部室	通信機器	機器設置機関	番号簿等	(略)			通信設備の優先使用 (災害対策基本法第79条ほか)	市内 宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所	-
経過	対策期	対策	指揮	連携																																																																																										
発災前	警戒期	組織(災害対策本部)の設置	本部室																																																																																											
		配備指令の伝達	本部室																																																																																											
		通信機器の確保	本部室	総務対策部																																																																																										
		気象情報の収集と伝達	本部室	総務対策部																																																																																										
		河川監視	産業対策部																																																																																											
		避難情報の伝達	本部室	総務対策部																																																																																										
		要配慮者の支援	健康福祉対策部																																																																																											
		道路巡視と交通規制	土木水道対策部																																																																																											
		緊急通行車両の確保	総務対策部																																																																																											
		通報の対応と情報整理	総務対策部	本部室																																																																																										
通信機器	機器設置機関	番号簿等																																																																																												
(略)																																																																																														
通信設備の優先使用 (災害対策基本法第79条ほか)	市内 宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所 アマチュア無線局	-																																																																																												
経過	対策期	対策	指揮	連携																																																																																										
発災前	警戒期	組織(災害対策本部)の設置	本部室																																																																																											
		配備指令の伝達	本部室																																																																																											
		通信機器の確保	本部室	市長公室対策部																																																																																										
		気象情報の収集と伝達	本部室	市長公室対策部																																																																																										
		河川監視	産業対策部																																																																																											
		避難情報の伝達	本部室	市長公室対策部																																																																																										
		要配慮者の支援	健康福祉対策部																																																																																											
		道路巡視と交通規制	土木水道対策部																																																																																											
		緊急通行車両の確保	総務対策部																																																																																											
		通報の対応と情報整理	総務対策部	本部室																																																																																										
通信機器	機器設置機関	番号簿等																																																																																												
(略)																																																																																														
通信設備の優先使用 (災害対策基本法第79条ほか)	市内 宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所	-																																																																																												
風水害 - 15	<p>第2節 防災関係機関の伝達体制 (略)</p> <p>対策部 本部室・総務対策部・現地災害対策本部</p>	<p>第2節 防災関係機関の伝達体制 (略)</p> <p>対策部 本部室・市長公室対策部・総務対策部・現地災害対策本部</p>																																																																																												
風水害 - 16	<p>第2節 防災関係機関の伝達体制 (略)</p> <p>対策部 本部室・総務対策部・現地災害対策本部</p>	<p>第2節 防災関係機関の伝達体制 (略)</p> <p>対策部 本部室・市長公室対策部・総務対策部・現地災害対策本部</p>																																																																																												

第3編 風水害応急対策計画

	修正前	修正後
風水害 - 19	<p>第3節 気象予警報 (略)</p> <p>第1款 気象予警報の発表基準 (略)</p> <p>6 火災警報の発令基準 消防法第22条第3項に基づく火災警報は、知事から通報を受けた場合のほか、気象の状況が西はりま消防組合火災予防規則第5条に該当する場合は、管理者が発令する。消防法では、市町村長である。</p> <p>(1) 実効湿度が60%以下で、最低湿度が40%以下であり、かつ、最大風速が7m以上となると予想されるとき。</p> <p>(2) 現に風速10m以上であるとき、又は風速10mになると予想されるとき。ただし、降雨、降雪の場合は除く。</p> <p>第2款 気象予警報の伝達系統 (略)</p> <p>1 警報と注意報の伝達系統 気象予警報等の伝達は、フェニックス防災システムで行う。 さらに、県は、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用するほか、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社は、警報を市に通知することとする。</p>	<p>第3節 気象予警報 (略)</p> <p>第1款 気象予警報の発表基準 (略)</p> <p>6 火災警報の発令基準 消防法第22条第3項に基づく火災警報は、知事から通報を受けた場合のほか、気象の状況が西はりま消防組合火災予防規則第5条に該当する場合は、管理者が発令する。消防法では、市町村長である。</p> <p>(1) 火災警報 実効湿度が60%以下で、最低湿度が40%以下であり、かつ、平均風速が12m以上となると予想されるとき。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は除く。</p> <p>(2) 林野火災警報 林野火災に関する注意報の発令指標に加え、強風注意報が発令されているとき。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は除く。</p> <p>第2款 気象予警報の伝達系統 (略)</p> <p>1 警報と注意報の伝達系統 気象予警報等の伝達は、フェニックス防災システムで行う。 さらに、県は、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用するほか、NTTドコモソリューションズ株式会社は、警報を市に通知することとする。</p>

第3編 風水害応急対策計画

	修正前	修正後													
風水害 - 21	<p>関係機関は、気象情報等を速やかに市民に周知徹底する。</p>	<p>関係機関は、気象情報等を速やかに市民に周知徹底する。</p>													
	(略)	(略)													
	<p>第3款 水害に関する情報 (略) 3 指定河川洪水予報の発表基準 (略) 洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル (略)</p>	<p>第3款 水害に関する情報 (略) 3 指定河川洪水予報の発表基準 (略) 洪水予報の種類、タイトルと概要 (略)</p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> <th>警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水注意報 (発表)又は洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水 </td> <td>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	情報名	発表基準	警戒レベル	洪水注意報 (発表)又は洪水注意報	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水 	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>タイトル</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td> 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 </td> </tr> </tbody> </table>	種類	タイトル	概要	洪水警報	氾濫発生情報
種類	情報名	発表基準	警戒レベル												
洪水注意報 (発表)又は洪水注意報	氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水 	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。												
種類	タイトル	概要													
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。													

第3編 風水害応急対策計画

		修正前		修正後		
洪水警報(発表)又は洪水警報		位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき		氾濫危険情報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、又は、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
	氾濫警戒情報	・氾濫危険水位(特別警戒水位)に達する ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	
	氾濫危険情報	・氾濫危険水位(特別警戒水位)に到達したとき ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	氾濫発生情報又は氾濫発生	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生し			

※河川・気象情報の改善に関する検証報告書(令和2年3月)に基づき、気象庁と国土交通省が共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時的指定河川洪水予報を発表する。

第3編 風水害応急対策計画

修正前				修正後
	情報（氾濫水の予報）		ている状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	
洪水注意報（警報解除）	氾濫注意情報（警戒情報解除）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） 	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
洪水注意報解除	氾濫注意情報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水を下回り、氾濫のおそれなくなったとき 		

第3編 風水害応急対策計画

	修正前	修正後																												
風水害 - 21	<p>4 水防警報の発表基準 (略) (1) 国土交通大臣（姫路河川国道事務所長）の発する水防警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>発表基準</th> <th>対象河川区域</th> <th>基準観測所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号 待機</td> <td>氾濫注意水位に達する3時間前</td> <td rowspan="4">揖保川上流（引原川合流地点付近※1から下流） ※1 左岸は安積873番地先、右岸は安積1409番地2先</td> <td rowspan="4">龍野</td> </tr> <tr> <td>第2号 準備</td> <td>氾濫注意水位に達する2時間前</td> </tr> <tr> <td>第3号 出動</td> <td>氾濫注意水位に達する1時間前</td> </tr> <tr> <td>第4号 解除</td> <td>水防活動の必要がなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	体制	発表基準	対象河川区域	基準観測所	第1号 待機	氾濫注意水位に達する3時間前	揖保川上流（引原川合流地点付近※1から下流） ※1 左岸は安積873番地先、右岸は安積1409番地2先	龍野	第2号 準備	氾濫注意水位に達する2時間前	第3号 出動	氾濫注意水位に達する1時間前	第4号 解除	水防活動の必要がなくなったとき	<p>4 水防警報の発表基準 (略) (1) 国土交通大臣（姫路河川国道事務所長）の発する水防警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>発表基準</th> <th>対象河川区域</th> <th>基準観測所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号 待機</td> <td>氾濫注意水位（警戒水位）に達する3時間前</td> <td rowspan="4">揖保川上流（引原川合流地点付近※1から下流） ※1 左岸は安積873番地先、右岸は安積1409番地2先</td> <td rowspan="4">龍野</td> </tr> <tr> <td>第2号 準備</td> <td>氾濫注意水位（警戒水位）に達する2時間前</td> </tr> <tr> <td>第3号 出動</td> <td>氾濫注意水位（警戒水位）に達する1時間前</td> </tr> <tr> <td>第4号 解除</td> <td>水防活動の必要がなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	体制	発表基準	対象河川区域	基準観測所	第1号 待機	氾濫注意水位（警戒水位）に達する3時間前	揖保川上流（引原川合流地点付近※1から下流） ※1 左岸は安積873番地先、右岸は安積1409番地2先	龍野	第2号 準備	氾濫注意水位（警戒水位）に達する2時間前	第3号 出動	氾濫注意水位（警戒水位）に達する1時間前	第4号 解除	水防活動の必要がなくなったとき
体制	発表基準	対象河川区域	基準観測所																											
第1号 待機	氾濫注意水位に達する3時間前	揖保川上流（引原川合流地点付近※1から下流） ※1 左岸は安積873番地先、右岸は安積1409番地2先	龍野																											
第2号 準備	氾濫注意水位に達する2時間前																													
第3号 出動	氾濫注意水位に達する1時間前																													
第4号 解除	水防活動の必要がなくなったとき																													
体制	発表基準	対象河川区域	基準観測所																											
第1号 待機	氾濫注意水位（警戒水位）に達する3時間前	揖保川上流（引原川合流地点付近※1から下流） ※1 左岸は安積873番地先、右岸は安積1409番地2先	龍野																											
第2号 準備	氾濫注意水位（警戒水位）に達する2時間前																													
第3号 出動	氾濫注意水位（警戒水位）に達する1時間前																													
第4号 解除	水防活動の必要がなくなったとき																													
風水害 - 22	<p>(2) 知事（西播磨県民局長）の発する水防警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>発表基準</th> <th>対象河川区域と基準観測所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号 待機</td> <td>水防団待機水位を上回り、さらに上昇するおそれがあるとき</td> <td rowspan="4">揖保川全域：三軒家 引原川全域：三軒家 菅野川全域：春安 千種川全域：千種、上三河、上郡</td> </tr> <tr> <td>第2号 準備</td> <td>氾濫注意水位に達するおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>第3号 出動</td> <td>氾濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>第4号 解除</td> <td>氾濫注意水位を下回り、今後上昇するおそれがないとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	体制	発表基準	対象河川区域と基準観測所	第1号 待機	水防団待機水位を上回り、さらに上昇するおそれがあるとき	揖保川全域：三軒家 引原川全域：三軒家 菅野川全域：春安 千種川全域：千種、上三河、上郡	第2号 準備	氾濫注意水位に達するおそれがあるとき	第3号 出動	氾濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき	第4号 解除	氾濫注意水位を下回り、今後上昇するおそれがないとき	<p>(2) 知事（西播磨県民局長）の発する水防警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>発表基準</th> <th>対象河川区域と基準観測所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号 待機</td> <td>水防団待機水位（通報水位）を上回り、さらに上昇するおそれがあるとき</td> <td rowspan="4">揖保川全域：三軒家 引原川全域：三軒家 菅野川全域：春安 千種川全域：千種、上三河、上郡</td> </tr> <tr> <td>第2号 準備</td> <td>氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>第3号 出動</td> <td>氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>第4号 解除</td> <td>氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、今後上昇するおそれがないとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 待機及び準備の2段階は省略することができる。 注2) 水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。 (略)</p>	体制	発表基準	対象河川区域と基準観測所	第1号 待機	水防団待機水位（通報水位）を上回り、さらに上昇するおそれがあるとき	揖保川全域：三軒家 引原川全域：三軒家 菅野川全域：春安 千種川全域：千種、上三河、上郡	第2号 準備	氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあるとき	第3号 出動	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれがあるとき	第4号 解除	氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、今後上昇するおそれがないとき				
体制	発表基準	対象河川区域と基準観測所																												
第1号 待機	水防団待機水位を上回り、さらに上昇するおそれがあるとき	揖保川全域：三軒家 引原川全域：三軒家 菅野川全域：春安 千種川全域：千種、上三河、上郡																												
第2号 準備	氾濫注意水位に達するおそれがあるとき																													
第3号 出動	氾濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき																													
第4号 解除	氾濫注意水位を下回り、今後上昇するおそれがないとき																													
体制	発表基準	対象河川区域と基準観測所																												
第1号 待機	水防団待機水位（通報水位）を上回り、さらに上昇するおそれがあるとき	揖保川全域：三軒家 引原川全域：三軒家 菅野川全域：春安 千種川全域：千種、上三河、上郡																												
第2号 準備	氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあるとき																													
第3号 出動	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれがあるとき																													
第4号 解除	氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、今後上昇するおそれがないとき																													

第3編 風水害応急対策計画

	修正前	修正後																																							
風水害 - 26	<p>第5節 情報の伝達 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>対策部</td> <td>本部室・総務対策部・現地災害対策本部</td> </tr> </table> <p>第1款 防災情報の伝達 (略)</p> <p>2 防災情報の伝達手段</p> <p>対策部は次表に示す複数の伝達手段を活用し、前1に定める防災情報を伝達する。避難情報の発令が決定された場合、本部室はフェニックス防災システムで県へ報告する。次に避難情報の発令情報を印字し、優先順2位以下の発信用原稿として活用できるよう総務対策部へ回付する。なお、避難情報の発令様式としーたん通信放送文例は資料編に掲載する。</p>	対策部	本部室・総務対策部・現地災害対策本部	<p>第5節 情報の伝達 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>対策部</td> <td>本部室・市長公室対策部・総務対策部・現地災害対策本部</td> </tr> </table> <p>第1款 防災情報の伝達 (略)</p> <p>2 防災情報の伝達手段</p> <p>対策部は次表に示す複数の伝達手段を活用し、前1に定める防災情報を伝達する。避難情報の発令が決定された場合、本部室はフェニックス防災システムで県へ報告する。次に避難情報の発令情報を印字し、優先順2位以下の発信用原稿として活用できるよう市長公室対策部へ回付する。なお、避難情報の発令様式としーたん通信放送文例は資料編に掲載する。</p>	対策部	本部室・ 市長公室対策部 ・総務対策部・現地災害対策本部																																			
	対策部	本部室・総務対策部・現地災害対策本部																																							
	対策部	本部室・ 市長公室対策部 ・総務対策部・現地災害対策本部																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>順</th> <th>伝達手段</th> <th>伝達対象</th> <th>対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>しーたん通信</td> <td>市内加入者</td> <td>総務対策部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>一斉同報FAX</td> <td> ① 自治会 ② 要配慮者関連施設 ③ 報道機関(平常時用・県情報伝達体制連絡会用) ④ 宍粟警察署 ⑤ 兵庫県(災害対策課・西播磨県民局総務防災課) ⑥ 龍野土木事務所(管理課・宍粟事業所) ⑦ 姫路河川国道事務所(道路管理第二課・山崎維持出張所) ⑧ 西日本高速道路(株)関西支社福崎高速道路事務所(運転手配付用) ⑨ (株)ウイング神姫 山崎営業所 ⑩ 関西電力送配電 姫路本部 ⑪ NTT西日本 兵庫支店災害対策室 </td> <td>総務対策部</td> </tr> </tbody> </table>	順	伝達手段	伝達対象	対策部		(略)			2	しーたん通信	市内加入者	総務対策部		(略)			4	一斉同報FAX	① 自治会 ② 要配慮者関連施設 ③ 報道機関(平常時用・県情報伝達体制連絡会用) ④ 宍粟警察署 ⑤ 兵庫県(災害対策課・西播磨県民局総務防災課) ⑥ 龍野土木事務所(管理課・宍粟事業所) ⑦ 姫路河川国道事務所(道路管理第二課・山崎維持出張所) ⑧ 西日本高速道路(株)関西支社福崎高速道路事務所(運転手配付用) ⑨ (株)ウイング神姫 山崎営業所 ⑩ 関西電力送配電 姫路本部 ⑪ NTT西日本 兵庫支店災害対策室	総務対策部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>順</th> <th>伝達手段</th> <th>伝達対象</th> <th>対策部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>しーたん通信</td> <td>市内加入者</td> <td>市長公室対策部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>一斉同報FAX</td> <td> ① 自治会 ② 要配慮者関連施設 ③ 報道機関(平常時用・県情報伝達体制連絡会用) ④ 宍粟警察署 ⑤ 兵庫県(災害対策課・西播磨県民局総務防災課) ⑥ 龍野土木事務所(管理課・宍粟事業所) ⑦ 姫路河川国道事務所(道路管理第二課・山崎維持出張所) ⑧ 西日本高速道路(株)関西支社福崎高速道路事務所(運転手配付用) ⑨ (株)ウイング神姫 山崎営業所 ⑩ 関西電力送配電 姫路本部 ⑪ NTT西日本 兵庫支店災害対策室 </td> <td>市長公室対策部</td> </tr> </tbody> </table>	順	伝達手段	伝達対象	対策部		(略)			2	しーたん通信	市内加入者	市長公室対策部		(略)			4	一斉同報FAX	① 自治会 ② 要配慮者関連施設 ③ 報道機関(平常時用・県情報伝達体制連絡会用) ④ 宍粟警察署 ⑤ 兵庫県(災害対策課・西播磨県民局総務防災課) ⑥ 龍野土木事務所(管理課・宍粟事業所) ⑦ 姫路河川国道事務所(道路管理第二課・山崎維持出張所) ⑧ 西日本高速道路(株)関西支社福崎高速道路事務所(運転手配付用) ⑨ (株)ウイング神姫 山崎営業所 ⑩ 関西電力送配電 姫路本部 ⑪ NTT西日本 兵庫支店災害対策室
順	伝達手段	伝達対象	対策部																																						
	(略)																																								
2	しーたん通信	市内加入者	総務対策部																																						
	(略)																																								
4	一斉同報FAX	① 自治会 ② 要配慮者関連施設 ③ 報道機関(平常時用・県情報伝達体制連絡会用) ④ 宍粟警察署 ⑤ 兵庫県(災害対策課・西播磨県民局総務防災課) ⑥ 龍野土木事務所(管理課・宍粟事業所) ⑦ 姫路河川国道事務所(道路管理第二課・山崎維持出張所) ⑧ 西日本高速道路(株)関西支社福崎高速道路事務所(運転手配付用) ⑨ (株)ウイング神姫 山崎営業所 ⑩ 関西電力送配電 姫路本部 ⑪ NTT西日本 兵庫支店災害対策室	総務対策部																																						
順	伝達手段	伝達対象	対策部																																						
	(略)																																								
2	しーたん通信	市内加入者	市長公室対策部																																						
	(略)																																								
4	一斉同報FAX	① 自治会 ② 要配慮者関連施設 ③ 報道機関(平常時用・県情報伝達体制連絡会用) ④ 宍粟警察署 ⑤ 兵庫県(災害対策課・西播磨県民局総務防災課) ⑥ 龍野土木事務所(管理課・宍粟事業所) ⑦ 姫路河川国道事務所(道路管理第二課・山崎維持出張所) ⑧ 西日本高速道路(株)関西支社福崎高速道路事務所(運転手配付用) ⑨ (株)ウイング神姫 山崎営業所 ⑩ 関西電力送配電 姫路本部 ⑪ NTT西日本 兵庫支店災害対策室	市長公室対策部																																						

第3編 風水害応急対策計画

		修正前		修正後		
風水害 - 28	5	電子メール	自治会	5	電子メール	自治会
	6	しそチャンネル L字放送	市内契約者	6	しそチャンネル L字放送	市内契約者
	7	市ホームページ	全地域	7	市ホームページ	全地域
	8	市公式SNS	システム登録者 (フェイスブック、X、LINE、ユーチューブ)	8	市公式SNS	システム登録者 (フェイスブック、X、LINE、ユーチューブ)
	9	広報車	全地域	9	広報車	全地域
		(略)			(略)	
	(略)				(略)	
	第2款 避難情報の発令 (略)				第2款 避難情報の発令 (略)	
	1 発令要件と求める行動 (略)				1 発令要件と求める行動 (略)	
	(1) 住民に求める行動				(1) 住民に求める行動	
	種別	住民へ求める行動	非常持出品	避難情報等	住民に求める行動	
	高齢者等避難	危険な場所にいる高齢者や介助の必要な人は、避難を開始する。その家族や近隣の住民は、避難の支援を開始する。通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出品の用意と避難準備を開始する。 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 ※法的な強制力はない	避難行動の障害にならないようリュックサックなどに入れて携行する。 ・懐中電灯 ・携帯電話と充電器 ・携帯ラジオ ・飲料水 ・非常食 ・医薬品 ・衣類 ・貴重品	【警戒レベル3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●住民に求める行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	

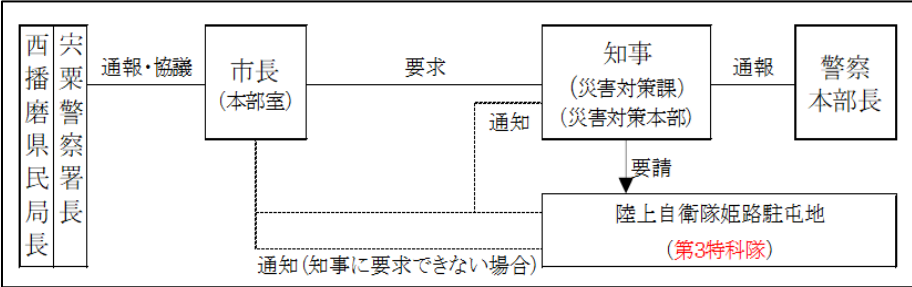
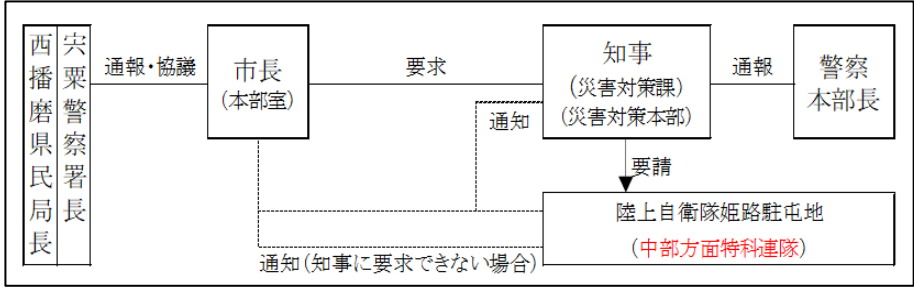
第3編 風水害応急対策計画

		修正前		修正後	
	避難指示	危険な場所にいる全員が、直ちに避難を開始する。避難所までの道のりに危険な場所がある場合や、避難に余裕がない場合は、近くの丈夫な建物の2階以上に避難する（堤防の隣接地でない浸水想定深が3m未満の地域の場合）。 ※拘束力は高くなるが法的な強制力はない		【警戒レベル4】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●住民に求める行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
	緊急安全確保	すでに災害が発生又は切迫している状況で、避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険であるため、その場において命が助かる最善の方法をとる。 ※拘束力は高くなるが法的な強制力はない		【警戒レベル5】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●住民に求める行動：命の危険直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
	(略)			(略)	
風水害-30	対策部	本部室・総務対策部		対策部	本部室・市長公室対策部・総務対策部
	第4款	報道機関への情報の発信 (略)		第4款	報道機関への情報の発信 (略)
風水害-31	第5款	県への報告 本部室は各対策部や防災関係機関などから報告のある被害を取りまとめ、県へ報告する。なお、被害の詳細が把握できない場合であっても、確認できた状況を報告するものとする。 (略)		第5款	県への報告 本部室は各対策部や防災関係機関などから報告のある被害を取りまとめ、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を、必要に応じ航空機、無人航空機、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、必要に応じて新総合防災情報システム(SOBO-WEb)を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。また、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集し、収集した画像情報については、防災IoTシステム等を活用し、県へ報告する。その際、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報する

第3編 風水害応急対策計画

	修正前	修正後
		<p>とともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、その際、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない場合であっても、確認できた状況を報告するものとする。</p> <p>また、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</p> <p>（略）</p>

第3編 風水害応急対策計画

	修正前	修正後																
風水害 - 37	<p>第5章 広域応援要請及び派遣 (略)</p> <p>第1節 自衛隊の災害派遣要請 (略)</p> <p>1 自衛隊の活動範囲 (略)</p> <table border="1" data-bbox="262 454 1180 649"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は譲与</td> <td>「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和33年総理府令1号)による。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 支援要請の手続き (略)</p> <p>自衛隊災害派遣の要請系統図</p>  <p>(略)</p>	項目	活動内容	(略)		救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和33年総理府令1号)による。	(略)		<p>第5章 広域応援要請及び派遣 (略)</p> <p>第1節 自衛隊の災害派遣要請 (略)</p> <p>1 自衛隊の活動範囲 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1202 454 2121 649"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸与又は譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」(令和7年防衛省令第4号)による。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 支援要請の手続き (略)</p> <p>自衛隊災害派遣の要請系統図</p>  <p>(略)</p>	項目	活動内容	(略)		救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」(令和7年防衛省令第4号)による。	(略)	
	項目	活動内容																
(略)																		
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和33年総理府令1号)による。																	
(略)																		
項目	活動内容																	
(略)																		
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」(令和7年防衛省令第4号)による。																	
(略)																		

第3編 風水害応急対策計画

		修正前				修正後			
風水害 - 42	第4節 国や県、他市町村への応援要請及び派遣 (略)					第4節 国や県、他市町村への応援要請及び派遣 (略)			
	第3款 民間事業者等との協定に基づく応援要請 (略)					第3款 民間事業者等との協定に基づく応援要請 (略)			
	民間事業者等との協定					民間事業者等との協定			
		名称	主な内容	締結相手	要請先	名称	主な内容	締結相手	要請先
		特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	指定避難所への特設公衆電話回線の設置並びに無償利用	西日本電信電話株式会社 兵庫支店	西日本電信電話株式会社 兵庫支店	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	指定避難所への特設公衆電話回線の設置並びに無償利用	NTT 西日本株式会社 兵庫支店	NTT 西日本株式会社 兵庫支店
		(略)				(略)			
		災害等相互応援に係る協定	1 配給水管と給水装置の復旧 2 資機材と人員の確保	宍粟市管工事組合	同組合会長	(削除)			
		(略)				(略)			
		災害時における情報の収集及び伝達の応援に関する協定	1 被害、避難情報の提供 2 救急救助情報の提供	山崎アマチュア無線クラブ	同クラブ会長	(削除)			
		(略)				(略)			
	災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人正榮会、社会福祉法人正久福祉会、社会福祉法人波賀の里、社会福祉法人千種会、医療法人社団翠輝会、有限会社信翁会、社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会、社会福祉	各施設	災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人正榮会、社会福祉法人正久福祉会、社会福祉法人波賀の里、社会福祉法人千種会、医療法人社団翠輝会、社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会、社会福祉法人恩徳福祉会、	各施設	

第3編 風水害応急対策計画

		修正前		修正後			
風水害 - 46			法人恩徳福祉会、株式会社すまいる、医療法人社団山中医院、社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会		株式会社すまいる、医療法人社団山中医院、社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会		
		(略)		(略)			
		(略)		災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書	応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設	一般社団法人日本ムービングハウス協会 株式会社S I C	一般社団法人日本ムービングハウス協会 株式会社S I C
			災害時における施設利用等支援に関する協定	1 避難場所としての利用 2 管理施設での飲食物の提供 3 支援物資の提供 4 その他、対応可能な支援	株式会社ビーバーレコード 社会福祉法人はなさきむら	各運営事業者	
	第5節 災害ボランティアの要請と受入れ (略) 4 ボランティアの募集方法 (略) (3) 各機関との調整 被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。			第5節 災害ボランティアの要請と受入れ (略) 4 ボランティアの募集方法 (略) (3) 各機関との調整 被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りするNPO・NGO等被災者援護協力団体との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図るものとする。また、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。			

第3編 風水害応急対策計画

	修正前	修正後																																
風水害 - 52	<p>第6章 被災者の応急救助 (略)</p> <p>第2節 避難対策 (略)</p> <p>第2款 避難所の開設と運営 (略)</p> <p>7 避難所の開設 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。 (略)</p>	<p>第6章 被災者の応急救助 (略)</p> <p>第2節 避難対策 (略)</p> <p>第2款 避難所の開設と運営 (略)</p> <p>7 避難所の開設 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告する。 (略)</p>																																
風水害 - 53	<p>8 避難所の開設手順 避難所担当職員と小中学校の協力職員は、次の手順で避難所を開設するものとする。なお、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。 (略)</p> <p>10 女性及び要配慮者への配慮 要配慮者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。 (略)</p>	<p>8 避難所の開設手順 避難所担当職員と小中学校の協力職員は、次の手順で避難所を開設するものとする。なお、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。 (略)</p> <p>10 女性及び要配慮者への配慮 要配慮者や子育て家庭、子ども・若者に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。 (略)</p>																																
風水害 - 54	<p>15 福祉避難所の開設 (略)</p> <p>(2) 市との災害応援協定に基づき指定する福祉避難所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>施設名</th> <th>浸水想定深</th> <th>土砂災害警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山崎地域</td> <td>特別養護老人ホームまどか園 ※1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	地域	施設名	浸水想定深	土砂災害警戒区域	(略)				山崎地域	特別養護老人ホームまどか園 ※1	—	—	(略)				<p>15 福祉避難所の開設 (略)</p> <p>(2) 市との災害応援協定に基づき指定する福祉避難所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>施設名</th> <th>浸水想定深</th> <th>土砂災害警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山崎地域</td> <td>特別養護老人ホーム山崎まどか園 ※1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	地域	施設名	浸水想定深	土砂災害警戒区域	(略)				山崎地域	特別養護老人ホーム山崎まどか園 ※1	—	—	(略)			
地域	施設名	浸水想定深	土砂災害警戒区域																															
(略)																																		
山崎地域	特別養護老人ホームまどか園 ※1	—	—																															
(略)																																		
地域	施設名	浸水想定深	土砂災害警戒区域																															
(略)																																		
山崎地域	特別養護老人ホーム山崎まどか園 ※1	—	—																															
(略)																																		

第3編 風水害応急対策計画

	修正前	修正後																																																																																																																
風水害 - 55	<p>17 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 (略)</p>	<p>17 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービス及び福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 (略)</p>																																																																																																																
風水害 - 59	<p>第4節 孤立集落対策 (略)</p> <p>5 ヘリコプター臨時離着陸場適地 (再掲) (略) ヘリコプター臨時離着陸場適地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>適地名</th> <th>所在地</th> <th>管理</th> <th>連絡先</th> <th>最大対応機種</th> <th>敷地の広さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西 播 285</td> <td>家原遺跡公園 「三方の里」</td> <td>一宮町三方町 624-1</td> <td>三方町出張所</td> <td>74-0001</td> <td>川崎バー トル KV-107</td> <td>90m×50 m</td> </tr> <tr> <td>西 169</td> <td>波賀市民グラウンド</td> <td>波賀町上野 164-6</td> <td>同指定管理者</td> <td>75-3811</td> <td>川崎 CH-47J</td> <td>50m×60 m</td> </tr> <tr> <td>西 170</td> <td>鹿伏くるみの里 グラウンド</td> <td>波賀町鹿伏 175-10</td> <td>委託先 同施設管理棟</td> <td>73-0348</td> <td>川崎バー トル KV-107</td> <td>60m×70 m</td> </tr> <tr> <td>西 171</td> <td>波賀総合スポーツ公園</td> <td>波賀町有賀 97-1</td> <td>同指定管理者</td> <td>75-3811</td> <td>川崎バー トル KV-107</td> <td>140 m × 140m 扇形</td> </tr> <tr> <td>西 172</td> <td>谷 山村広場</td> <td>波賀町谷 179-13</td> <td>波賀市民協働センター</td> <td>75-2220</td> <td>AS332L1</td> <td>50m×60 m</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	適地名	所在地	管理	連絡先	最大対応機種	敷地の広さ	(略)							西 播 285	家原遺跡公園 「三方の里」	一宮町三方町 624-1	三方町出張所	74-0001	川崎バー トル KV-107	90m×50 m	西 169	波賀市民グラウンド	波賀町上野 164-6	同指定管理者	75-3811	川崎 CH-47J	50m×60 m	西 170	鹿伏くるみの里 グラウンド	波賀町鹿伏 175-10	委託先 同施設管理棟	73-0348	川崎バー トル KV-107	60m×70 m	西 171	波賀総合スポーツ公園	波賀町有賀 97-1	同指定管理者	75-3811	川崎バー トル KV-107	140 m × 140m 扇形	西 172	谷 山村広場	波賀町谷 179-13	波賀市民協働センター	75-2220	AS332L1	50m×60 m	(略)							<p>第4節 孤立集落対策 (略)</p> <p>5 ヘリコプター臨時離着陸場適地 (再掲) (略) ヘリコプター臨時離着陸場適地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>適地名</th> <th>所在地</th> <th>管理</th> <th>連絡先</th> <th>最大対応機種</th> <th>敷地の広さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西 播 285</td> <td>家原遺跡公園</td> <td>一宮町三方町 624-1</td> <td>指定管理者</td> <td>74-1000</td> <td>川崎バー トル KV-107</td> <td>90m×50 m</td> </tr> <tr> <td>西 169</td> <td>波賀市民グラウンド</td> <td>波賀町上野 164-6</td> <td>指定管理者</td> <td>75-3811</td> <td>川崎 CH-47J</td> <td>50m×60 m</td> </tr> <tr> <td>西 170</td> <td>くるみの里グラウンド</td> <td>波賀町鹿伏 175-10</td> <td>指定管理者 同施設管理棟</td> <td>73-0348</td> <td>川崎バー トル KV-107</td> <td>60m×70 m</td> </tr> <tr> <td>西 171</td> <td>波賀総合スポーツ公園</td> <td>波賀町有賀 97-1</td> <td>指定管理者</td> <td>75-3811</td> <td>川崎バー トル KV-107</td> <td>140 m × 140m 扇形</td> </tr> <tr> <td>西 172</td> <td>谷 山村広場</td> <td>波賀町谷 179-13</td> <td>波賀市民局</td> <td>75-2220</td> <td>AS332L1</td> <td>50m×60 m</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	適地名	所在地	管理	連絡先	最大対応機種	敷地の広さ	(略)							西 播 285	家原遺跡公園	一宮町三方町 624-1	指定管理者	74-1000	川崎バー トル KV-107	90m×50 m	西 169	波賀市民グラウンド	波賀町上野 164-6	指定管理者	75-3811	川崎 CH-47J	50m×60 m	西 170	くるみの里グラウンド	波賀町鹿伏 175-10	指定管理者 同施設管理棟	73-0348	川崎バー トル KV-107	60m×70 m	西 171	波賀総合スポーツ公園	波賀町有賀 97-1	指定管理者	75-3811	川崎バー トル KV-107	140 m × 140m 扇形	西 172	谷 山村広場	波賀町谷 179-13	波賀市民局	75-2220	AS332L1	50m×60 m	(略)						
番号	適地名	所在地	管理	連絡先	最大対応機種	敷地の広さ																																																																																																												
(略)																																																																																																																		
西 播 285	家原遺跡公園 「三方の里」	一宮町三方町 624-1	三方町出張所	74-0001	川崎バー トル KV-107	90m×50 m																																																																																																												
西 169	波賀市民グラウンド	波賀町上野 164-6	同指定管理者	75-3811	川崎 CH-47J	50m×60 m																																																																																																												
西 170	鹿伏くるみの里 グラウンド	波賀町鹿伏 175-10	委託先 同施設管理棟	73-0348	川崎バー トル KV-107	60m×70 m																																																																																																												
西 171	波賀総合スポーツ公園	波賀町有賀 97-1	同指定管理者	75-3811	川崎バー トル KV-107	140 m × 140m 扇形																																																																																																												
西 172	谷 山村広場	波賀町谷 179-13	波賀市民協働センター	75-2220	AS332L1	50m×60 m																																																																																																												
(略)																																																																																																																		
番号	適地名	所在地	管理	連絡先	最大対応機種	敷地の広さ																																																																																																												
(略)																																																																																																																		
西 播 285	家原遺跡公園	一宮町三方町 624-1	指定管理者	74-1000	川崎バー トル KV-107	90m×50 m																																																																																																												
西 169	波賀市民グラウンド	波賀町上野 164-6	指定管理者	75-3811	川崎 CH-47J	50m×60 m																																																																																																												
西 170	くるみの里グラウンド	波賀町鹿伏 175-10	指定管理者 同施設管理棟	73-0348	川崎バー トル KV-107	60m×70 m																																																																																																												
西 171	波賀総合スポーツ公園	波賀町有賀 97-1	指定管理者	75-3811	川崎バー トル KV-107	140 m × 140m 扇形																																																																																																												
西 172	谷 山村広場	波賀町谷 179-13	波賀市民局	75-2220	AS332L1	50m×60 m																																																																																																												
(略)																																																																																																																		

第3編 風水害応急対策計画

	修正前	修正後
風水害 - 81	<p>第9章 ライフライン対策 (略)</p> <p>第3節 水道対策 (略)</p> <p>第1款 災害発生直後の対応 (略)</p> <p>2 県等への応援要請 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、市は、水道事業者と連携しつつ、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町等、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。 (略)</p>	<p>第9章 ライフライン対策 (略)</p> <p>第3節 水道対策 (略)</p> <p>第1款 災害発生直後の対応 (略)</p> <p>2 県等への応援要請 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、市は、水道事業者と連携しつつ、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町等、国土交通省近畿地方整備局、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。 (略)</p>
風水害 - 92	<p>第13章 生活支援対策 (略)</p> <p>第2節 罹災証明書の発行と被災者台帳の作成 (略)</p> <p>3 被災者台帳の掲載・記録項目 被災者台帳は、被災者の援護を効率的に行うために個々の被災者の被害状況や支援の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約するために住宅の被害調査をもとに作成する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。 (略)</p>	<p>第13章 生活支援対策 (略)</p> <p>第2節 罹災証明書の発行と被災者台帳の作成 (略)</p> <p>3 被災者台帳の掲載・記録項目 被災者台帳は、被災者の援護を効率的に行うために個々の被災者の被害状況や支援の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約するために住宅の被害調査をもとに作成する。また、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。 (略)</p>

第4編 地震応急対策計画

	修正前	修正後
	<p>第4編 地震応急対策計画 (略)</p> <p>第2章 組織と職員配備 (略)</p> <p>第1節 組織の設置 (略)</p> <p>第3款 災害対策本部の組織と事務分掌 (略)</p>	<p>第4編 地震応急対策計画 (略)</p> <p>第2章 組織と職員配備 (略)</p> <p>第1節 組織の設置 (略)</p> <p>第3款 災害対策本部の組織と事務分掌 (略)</p>

第4編 地震応急対策計画

	修正前	修正後																																																																																																																																															
地震-5	<p>災害対策本部の組織図</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長 教育長</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">災害対策本部(宍粟市役所本庁舎)</th> <th colspan="2">現地災害対策本部(各市民協働センター)</th> </tr> <tr> <th>部局名</th> <th>対策部名</th> <th>本部員</th> <th>部局名</th> <th>本部員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長公室</td> <td>本部室</td> <td>市長公室長</td> <td rowspan="4">一宮市民局 三方町出張所</td> <td rowspan="4">市民局長 市民局副局長 課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団長 警察官</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td rowspan="2">総務対策部</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>議会事務局長</td> </tr> <tr> <td>市民生活部</td> <td>市民生活対策部</td> <td>市民生活部長</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉対策部</td> <td>健康福祉部長</td> <td rowspan="4">波賀市民局</td> <td rowspan="4">市民局長 市民局副局長 北部事務所長 課長 消防波賀出張所長 消防団波賀支団長 警察官</td> </tr> <tr> <td>産業部</td> <td rowspan="2">産業対策部</td> <td>産業部長</td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局</td> <td>農業委員会事務局長</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>土木水道対策部</td> <td>建設部長</td> </tr> <tr> <td>会計課</td> <td>会計対策部</td> <td>会計管理者</td> <td rowspan="4">千種市民局</td> <td rowspan="4">市民局長 市民局副局長 課長 消防千種出張所長 消防団千種支団長 警察官</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育対策部</td> <td>教育部長</td> </tr> <tr> <td>公立宍粟総合病院</td> <td>-</td> <td>事務部長</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>-</td> <td>消防団長 副団長 山崎支団長</td> </tr> <tr> <td>西はりま消防組合 宍粟消防署</td> <td>-</td> <td>署長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宍粟警察署</td> <td>-</td> <td>署長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民局(復旧期のみ)</td> <td>-</td> <td>市民局長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本部長	市長	副本部長	副市長 教育長	災害対策本部(宍粟市役所本庁舎)			現地災害対策本部(各市民協働センター)		部局名	対策部名	本部員	部局名	本部員	市長公室	本部室	市長公室長	一宮市民局 三方町出張所	市民局長 市民局副局長 課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団長 警察官	総務部	総務対策部	総務部長	議会事務局	議会事務局長	市民生活部	市民生活対策部	市民生活部長	健康福祉部	健康福祉対策部	健康福祉部長	波賀市民局	市民局長 市民局副局長 北部事務所長 課長 消防波賀出張所長 消防団波賀支団長 警察官	産業部	産業対策部	産業部長	農業委員会事務局	農業委員会事務局長	建設部	土木水道対策部	建設部長	会計課	会計対策部	会計管理者	千種市民局	市民局長 市民局副局長 課長 消防千種出張所長 消防団千種支団長 警察官	教育委員会事務局	教育対策部	教育部長	公立宍粟総合病院	-	事務部長	消防団	-	消防団長 副団長 山崎支団長	西はりま消防組合 宍粟消防署	-	署長			宍粟警察署	-	署長			市民局(復旧期のみ)	-	市民局長			<p>災害対策本部の組織図</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長 教育長</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">災害対策本部(宍粟市役所本庁舎)</th> <th colspan="2">現地災害対策本部(各市民協働センター)</th> </tr> <tr> <th>部局名</th> <th>対策部名</th> <th>本部員</th> <th>部局名</th> <th>本部員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>まちづくり部</td> <td>本部室</td> <td>まちづくり部長</td> <td rowspan="4">一宮市民局 三方町出張所</td> <td rowspan="4">市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部建設課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団長 警察官</td> </tr> <tr> <td>市長公室</td> <td>市長公室対策部</td> <td>市長公室長</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td rowspan="2">総務対策部</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>議会事務局長</td> </tr> <tr> <td>市民生活部</td> <td>市民生活対策部</td> <td>市民生活部長</td> <td rowspan="4">波賀市民局</td> <td rowspan="4">市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部産業課長 消防波賀出張所長 消防団波賀支団長 警察官</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉対策部</td> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td>産業部</td> <td rowspan="2">産業対策部</td> <td>産業部長</td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局</td> <td>農業委員会事務局長</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>土木水道対策部</td> <td>建設部長</td> <td rowspan="4">千種市民局</td> <td rowspan="4">市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 消防千種出張所長 消防団千種支団長 警察官</td> </tr> <tr> <td>会計課</td> <td>会計対策部</td> <td>会計管理者</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育対策部</td> <td>教育部長</td> </tr> <tr> <td>公立宍粟総合病院</td> <td>-</td> <td>事務部長</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>-</td> <td>消防団長 副団長 山崎支団長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西はりま消防組合 宍粟消防署</td> <td>-</td> <td>署長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宍粟警察署</td> <td>-</td> <td>署長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民局(復旧期のみ)</td> <td>-</td> <td>市民局長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本部長	市長	副本部長	副市長 教育長	災害対策本部(宍粟市役所本庁舎)			現地災害対策本部(各市民協働センター)		部局名	対策部名	本部員	部局名	本部員	まちづくり部	本部室	まちづくり部長	一宮市民局 三方町出張所	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部建設課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団長 警察官	市長公室	市長公室対策部	市長公室長	総務部	総務対策部	総務部長	議会事務局	議会事務局長	市民生活部	市民生活対策部	市民生活部長	波賀市民局	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部産業課長 消防波賀出張所長 消防団波賀支団長 警察官	健康福祉部	健康福祉対策部	健康福祉部長	産業部	産業対策部	産業部長	農業委員会事務局	農業委員会事務局長	建設部	土木水道対策部	建設部長	千種市民局	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 消防千種出張所長 消防団千種支団長 警察官	会計課	会計対策部	会計管理者	教育委員会事務局	教育対策部	教育部長	公立宍粟総合病院	-	事務部長	消防団	-	消防団長 副団長 山崎支団長			西はりま消防組合 宍粟消防署	-	署長			宍粟警察署	-	署長			市民局(復旧期のみ)	-	市民局長		
本部長	市長																																																																																																																																																
副本部長	副市長 教育長																																																																																																																																																
災害対策本部(宍粟市役所本庁舎)			現地災害対策本部(各市民協働センター)																																																																																																																																														
部局名	対策部名	本部員	部局名	本部員																																																																																																																																													
市長公室	本部室	市長公室長	一宮市民局 三方町出張所	市民局長 市民局副局長 課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団長 警察官																																																																																																																																													
総務部	総務対策部	総務部長																																																																																																																																															
議会事務局		議会事務局長																																																																																																																																															
市民生活部	市民生活対策部	市民生活部長																																																																																																																																															
健康福祉部	健康福祉対策部	健康福祉部長	波賀市民局	市民局長 市民局副局長 北部事務所長 課長 消防波賀出張所長 消防団波賀支団長 警察官																																																																																																																																													
産業部	産業対策部	産業部長																																																																																																																																															
農業委員会事務局		農業委員会事務局長																																																																																																																																															
建設部	土木水道対策部	建設部長																																																																																																																																															
会計課	会計対策部	会計管理者	千種市民局	市民局長 市民局副局長 課長 消防千種出張所長 消防団千種支団長 警察官																																																																																																																																													
教育委員会事務局	教育対策部	教育部長																																																																																																																																															
公立宍粟総合病院	-	事務部長																																																																																																																																															
消防団	-	消防団長 副団長 山崎支団長																																																																																																																																															
西はりま消防組合 宍粟消防署	-	署長																																																																																																																																															
宍粟警察署	-	署長																																																																																																																																															
市民局(復旧期のみ)	-	市民局長																																																																																																																																															
本部長	市長																																																																																																																																																
副本部長	副市長 教育長																																																																																																																																																
災害対策本部(宍粟市役所本庁舎)			現地災害対策本部(各市民協働センター)																																																																																																																																														
部局名	対策部名	本部員	部局名	本部員																																																																																																																																													
まちづくり部	本部室	まちづくり部長	一宮市民局 三方町出張所	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部建設課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団長 警察官																																																																																																																																													
市長公室	市長公室対策部	市長公室長																																																																																																																																															
総務部	総務対策部	総務部長																																																																																																																																															
議会事務局		議会事務局長																																																																																																																																															
市民生活部	市民生活対策部	市民生活部長	波賀市民局	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部産業課長 消防波賀出張所長 消防団波賀支団長 警察官																																																																																																																																													
健康福祉部	健康福祉対策部	健康福祉部長																																																																																																																																															
産業部	産業対策部	産業部長																																																																																																																																															
農業委員会事務局		農業委員会事務局長																																																																																																																																															
建設部	土木水道対策部	建設部長	千種市民局	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 消防千種出張所長 消防団千種支団長 警察官																																																																																																																																													
会計課	会計対策部	会計管理者																																																																																																																																															
教育委員会事務局	教育対策部	教育部長																																																																																																																																															
公立宍粟総合病院	-	事務部長																																																																																																																																															
消防団	-	消防団長 副団長 山崎支団長																																																																																																																																															
西はりま消防組合 宍粟消防署	-	署長																																																																																																																																															
宍粟警察署	-	署長																																																																																																																																															
市民局(復旧期のみ)	-	市民局長																																																																																																																																															

第4編 地震応急対策計画

		修正前		修正後					
地震-6	災害対策本部（本庁）の事務分掌			災害対策本部（本庁）の事務分掌					
	主管部局	主管課等	事務分掌	主管部局	主管課等	事務分掌			
	市長公室	危機管理課	1 本部の設置、運営に関すること 2 気象情報、河川情報の収集に関すること 3 消防団の配備に関すること 4 配備指令とその伝達に関すること 5 避難情報の発表に関すること 6 警戒区域の設定に関すること 7 県や警察、自衛隊など、関係機関との連絡に関すること 8 広域応援要請に関すること 9 被害状況の総括に関すること 10 市民局との連絡調整に関すること 11 災害救助法の適用申請事務に関すること 12 罹災届出証明書の発行に関すること 13 災害復旧に係る借入金利子補給金交付制度（市単）に関すること 14 被災者生活再建支援制度に関すること	まちづくり部	危機管理課	1 本部の設置、運営に関すること 2 気象情報、河川情報の収集に関すること 3 消防団の配備に関すること 4 配備指令とその伝達に関すること 5 避難情報の発表に関すること 6 警戒区域の設定に関すること 7 県や警察、自衛隊など、関係機関との連絡に関すること 8 広域応援要請に関すること 9 被害状況の総括に関すること 10 市民局との連絡調整に関すること 11 災害救助法の適用申請事務に関すること 12 罹災届出証明書の発行に関すること 13 災害復旧に係る借入金利子補給金交付制度（市単）に関すること 14 被災者生活再建支援制度に関すること			
			市長公室			秘書政策課 地域創生課	1 指定避難所開設の確認に関すること 2 避難者数の市内集計に関すること 3 自治会の被害状況調査の市内集計に関すること 4 支援制度の取りまとめ、周知に関すること 5 市長のメッセージと避難所訪問に関すること 6 宍粟市災害見舞金及び義援金の配分、支給に関すること	まちづくり 推進課 人権推進課	1 一時避難所等開設の確認に関すること（山崎地域） 2 広域避難所以外の避難者数の集計に関すること（山崎地域） 3 自治会の被害状況調査に関すること（山崎地域） 4 自治会との連絡調整に関すること（山崎地域）
			総務部 議会事務局			広報情報課	1 避難情報の伝達に関すること 2 交通情報の伝達に関すること 3 避難状況の伝達に関すること 4 報道機関の対応に関すること 5 写真の撮影と映像の保存、広報に関すること	市長公室	地域創生課
		総務課 財務課	1 通報（電話）対応と本部情報整理に関すること 2 緊急通行車両の確保に関すること		秘書広報課	1 避難情報の伝達に関すること 2 交通情報の伝達に関すること 3 避難状況の伝達に関すること 4 報道機関の対応に関すること			

第4編 地震応急対策計画

修正前			修正後		
	議会事務局	3 行政支援の調整と動員計画に関すること 4 職員の健康管理に関すること 5 安否情報に関すること			5 写真の撮影と映像の保存、広報に関すること 6 市長のメッセージと避難所訪問に関すること 7 宍粟市災害見舞金及び義援金の配分、支給に関すること
市民生活部	まちづくり推進課 人権推進課	1 一時避難所等開設の確認に関すること(山崎地域) 2 広域避難所以外の避難者数の集計に関すること(山崎地域) 3 自治会の被害状況調査に関すること(山崎地域) 4 自治会との連絡調整に関すること(山崎地域)	総務部 議会事務局	行政管理課 人事課 財政課 議会事務局	1 通報(電話)対応と本部情報整理に関すること 2 緊急通行車両の確保に関すること 3 行政支援の調整と動員計画に関すること 4 職員の健康管理に関すること 5 安否情報に関すること
	税務課	1 家屋被害認定調査に関すること 2 罹災証明書の発行に関すること 3 被災者台帳の作成に関すること			1 家屋被害認定調査に関すること 2 罹災証明書の発行に関すること 3 被災者台帳の作成に関すること
	市民課 生活衛生課	1 防疫に関すること 2 廃棄物の収集と処理に関すること 3 遺体の処置、安置に関すること 4 遺体の埋火葬に関すること 5 し尿の収集と処理に関すること 6 避難所仮設トイレの設置に関すること	市民生活部	市民課 生活衛生課	1 防疫に関すること 2 廃棄物の収集と処理に関すること 3 遺体の処置、安置に関すること 4 遺体の埋火葬に関すること 5 し尿の収集と処理に関すること 6 避難所仮設トイレの設置に関すること
	(略)				(略)
(略)			(略)		(略)

第4編 地震応急対策計画

		修正前		修正後									
地震-8	現地災害対策本部（市民局）の事務分掌			現地災害対策本部（市民局）の事務分掌									
	主管課等	事務分掌	本庁部局	主管課等	事務分掌	本庁部局							
	まちづくり推進課 三方町出張所	1 現地本部の設置、運営に関する事 2 気象情報、河川情報の収集に関する事 3 消防団の配備に関する事 4 配備命令に関する事 5 避難情報の発令と伝達に関する事 6 警察など、関係機関との連絡に関する事 7 本部室との連絡調整に関する事 8 罹災届出証明書の発行に関する事	市長公室 市民生活部	1 現地本部の設置、運営に関する事 2 気象情報、河川情報の収集に関する事 3 消防団の配備に関する事 4 配備命令に関する事 5 避難情報の発令と伝達に関する事 6 警察など、関係機関との連絡に関する事 7 本部室との連絡調整に関する事 8 罹災届出証明書の発行に関する事 9 自治会との連絡調整に関する事 10 被災者生活再建支援制度に関する事	まちづくり推進課 三方町出張所	1 避難所開設の確認に関する事 2 避難者数の集計に関する事 3 自治会の被害状況調査に関する事 4 2、3の報告に関する事 5 自治会との連絡調整に関する事 6 被災者生活再建支援制度に関する事							
		1 避難所開設の確認に関する事 2 避難者数の集計に関する事 3 自治会の被害状況調査に関する事 4 2、3の報告に関する事 5 自治会との連絡調整に関する事 6 被災者生活再建支援制度に関する事					市長公室						
		(略)						市民生活部					
		1 罹災証明書の発行に関する事							市民生活部				
		1 防疫に関する事 2 廃棄物の収集と処理に関する事 3 遺体の処置、安置に関する事 4 遺体の埋火葬に関する事 5 し尿の収集と処理に関する事 6 避難所仮設トイレの設置に関する事								市民生活部			
		(略)									市民生活部		
		1 罹災証明書の発行に関する事 2 防疫に関する事 3 廃棄物の収集と処理に関する事 4 遺体の処置、安置に関する事 5 遺体の埋火葬に関する事 6 し尿の収集と処理に関する事 7 避難所仮設トイレの設置に関する事										市民生活部	
		(略)											市民生活部
1 河川の監視に関する事 2 農産物、家畜、農業施設などの被害調査に関する事 3 山林の被害調査と復旧に関する事 4 林道の被害調査と復旧に関する事		産業部											
1 河川の監視に関する事 2 農産物、家畜、農業施設などの被害調査に関する事 3 山林の被害調査と復旧に関する事 4 林道の被害調査と復旧に関する事													
1 道路の巡視と交通規制に関する事	建設部												
1 道路の巡視と交通規制に関する事			建設部										

第4編 地震応急対策計画

修正前			修正後		
	2 緊急輸送路の確保に関する事 3 道路、橋梁、河川、堤防などの被害調査と応急対策、復旧に関する事 4 応急給水に関する事 5 上下水道の被害調査と復旧に関する事			2 緊急輸送路の確保に関する事 3 道路、橋梁、河川、堤防などの被害調査と応急対策、復旧に関する事 4 応急給水に関する事 5 上下水道の被害調査と復旧に関する事	
給食センター	1 避難所の物資、食料の調達に関する事 2 施設利用者の安全確認に関する事	教育委員会 事務局	給食センター	1 避難所の物資、食料の調達に関する事	教育委員会 事務局
(略)			(略)		
消防支団本部	1 消防団員の出動命令に関する事 2 警戒活動に関する事 3 水防活動に関する事 4 避難誘導に関する事 5 救助活動に関する事 6 消火活動に関する事 7 広報活動に関する事 8 行方不明者の捜索に関する事 9 本部との連絡調整に関する事	市長公室 市民生活部	消防支団本部	1 消防団員の出動命令に関する事 2 警戒活動に関する事 3 水防活動に関する事 4 避難誘導に関する事 5 救助活動に関する事 6 消火活動に関する事 7 広報活動に関する事 8 行方不明者の捜索に関する事 9 本部との連絡調整に関する事	消防団本部
(略)			(略)		

第4編 地震応急対策計画

	修正前	修正後																																																																																												
地震-11	<p>第3節 職員の初動 (略) 時系列に示す職員の初動 (地震)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経過</th> <th>対策期</th> <th>対策</th> <th>指揮</th> <th>連携</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">6時間</td> <td rowspan="13">救助期</td> <td>組織(災害対策本部)の設置</td> <td>本部室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難所の運営と職員配置</td> <td>教育対策部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信機器の確保</td> <td>本部室</td> <td>総務対策部</td> </tr> <tr> <td>通報の対応と情報整理</td> <td>総務対策部</td> <td>本部室</td> </tr> <tr> <td>人命救助、消火活動</td> <td>西はりま消防組合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急医療</td> <td>公立宍粟総合病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難情報の伝達</td> <td>本部室</td> <td>総務対策部</td> </tr> <tr> <td>広域応援要請(防災ヘリ・協定消防本部・緊急消防援助隊)</td> <td>西はりま消防組合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域応援要請(自衛隊・県・協定市町村)</td> <td>本部室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要配慮者の支援</td> <td>健康福祉対策部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通規制</td> <td>土木水道対策部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急輸送道路の確保</td> <td>土木水道対策部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急通行車両の確保</td> <td>総務対策部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3章 情報の収集と伝達 (略)</p>	経過	対策期	対策	指揮	連携	6時間	救助期	組織(災害対策本部)の設置	本部室		避難所の運営と職員配置	教育対策部		通信機器の確保	本部室	総務対策部	通報の対応と情報整理	総務対策部	本部室	人命救助、消火活動	西はりま消防組合		応急医療	公立宍粟総合病院		避難情報の伝達	本部室	総務対策部	広域応援要請(防災ヘリ・協定消防本部・緊急消防援助隊)	西はりま消防組合		広域応援要請(自衛隊・県・協定市町村)	本部室		要配慮者の支援	健康福祉対策部		交通規制	土木水道対策部		緊急輸送道路の確保	土木水道対策部		緊急通行車両の確保	総務対策部		<p>第3節 職員の初動 (略) 時系列に示す職員の初動 (地震)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経過</th> <th>対策期</th> <th>対策</th> <th>指揮</th> <th>連携</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">6時間</td> <td rowspan="13">救助期</td> <td>組織(災害対策本部)の設置</td> <td>本部室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難所の運営と職員配置</td> <td>教育対策部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信機器の確保</td> <td>本部室</td> <td>市長公室対策部</td> </tr> <tr> <td>通報の対応と情報整理</td> <td>総務対策部</td> <td>本部室</td> </tr> <tr> <td>人命救助、消火活動</td> <td>西はりま消防組合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急医療</td> <td>公立宍粟総合病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難情報の伝達</td> <td>本部室</td> <td>市長公室対策部</td> </tr> <tr> <td>広域応援要請(防災ヘリ・協定消防本部・緊急消防援助隊)</td> <td>西はりま消防組合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域応援要請(自衛隊・県・協定市町村)</td> <td>本部室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要配慮者の支援</td> <td>健康福祉対策部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通規制</td> <td>土木水道対策部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急輸送道路の確保</td> <td>土木水道対策部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急通行車両の確保</td> <td>総務対策部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3章 情報の収集と伝達 (略)</p>	経過	対策期	対策	指揮	連携	6時間	救助期	組織(災害対策本部)の設置	本部室		避難所の運営と職員配置	教育対策部		通信機器の確保	本部室	市長公室対策部	通報の対応と情報整理	総務対策部	本部室	人命救助、消火活動	西はりま消防組合		応急医療	公立宍粟総合病院		避難情報の伝達	本部室	市長公室対策部	広域応援要請(防災ヘリ・協定消防本部・緊急消防援助隊)	西はりま消防組合		広域応援要請(自衛隊・県・協定市町村)	本部室		要配慮者の支援	健康福祉対策部		交通規制	土木水道対策部		緊急輸送道路の確保	土木水道対策部		緊急通行車両の確保	総務対策部	
経過	対策期	対策	指揮	連携																																																																																										
6時間	救助期	組織(災害対策本部)の設置	本部室																																																																																											
		避難所の運営と職員配置	教育対策部																																																																																											
		通信機器の確保	本部室	総務対策部																																																																																										
		通報の対応と情報整理	総務対策部	本部室																																																																																										
		人命救助、消火活動	西はりま消防組合																																																																																											
		応急医療	公立宍粟総合病院																																																																																											
		避難情報の伝達	本部室	総務対策部																																																																																										
		広域応援要請(防災ヘリ・協定消防本部・緊急消防援助隊)	西はりま消防組合																																																																																											
		広域応援要請(自衛隊・県・協定市町村)	本部室																																																																																											
		要配慮者の支援	健康福祉対策部																																																																																											
		交通規制	土木水道対策部																																																																																											
		緊急輸送道路の確保	土木水道対策部																																																																																											
		緊急通行車両の確保	総務対策部																																																																																											
経過	対策期	対策	指揮	連携																																																																																										
6時間	救助期	組織(災害対策本部)の設置	本部室																																																																																											
		避難所の運営と職員配置	教育対策部																																																																																											
		通信機器の確保	本部室	市長公室対策部																																																																																										
		通報の対応と情報整理	総務対策部	本部室																																																																																										
		人命救助、消火活動	西はりま消防組合																																																																																											
		応急医療	公立宍粟総合病院																																																																																											
		避難情報の伝達	本部室	市長公室対策部																																																																																										
		広域応援要請(防災ヘリ・協定消防本部・緊急消防援助隊)	西はりま消防組合																																																																																											
		広域応援要請(自衛隊・県・協定市町村)	本部室																																																																																											
		要配慮者の支援	健康福祉対策部																																																																																											
		交通規制	土木水道対策部																																																																																											
		緊急輸送道路の確保	土木水道対策部																																																																																											
		緊急通行車両の確保	総務対策部																																																																																											
地震-13	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部</th> <th>本部室・総務対策部・現地災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 通信機器の確保 (略) 非常時に使用する通信機器</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信機器</th> <th>機器設置機関</th> <th>番号簿等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信設備の優先使用 (災害対策基本法第79条ほか)</td> <td>市内 宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所 アマチュア無線局</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対策部	本部室・総務対策部・現地災害対策本部	第1節 通信機器の確保 (略) 非常時に使用する通信機器		通信機器	機器設置機関	番号簿等	(略)			通信設備の優先使用 (災害対策基本法第79条ほか)	市内 宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所 アマチュア無線局	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部</th> <th>本部室・市長公室対策部・総務対策部・現地災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 通信機器の確保 (略) 非常時に使用する通信機器</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信機器</th> <th>機器設置機関</th> <th>番号簿等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信設備の優先使用 (災害対策基本法第79条ほか)</td> <td>市内 宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対策部	本部室・市長公室対策部・総務対策部・現地災害対策本部	第1節 通信機器の確保 (略) 非常時に使用する通信機器		通信機器	機器設置機関	番号簿等	(略)			通信設備の優先使用 (災害対策基本法第79条ほか)	市内 宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所	—																																																																		
対策部	本部室・総務対策部・現地災害対策本部																																																																																													
第1節 通信機器の確保 (略) 非常時に使用する通信機器																																																																																														
通信機器	機器設置機関	番号簿等																																																																																												
(略)																																																																																														
通信設備の優先使用 (災害対策基本法第79条ほか)	市内 宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所 アマチュア無線局	—																																																																																												
対策部	本部室・市長公室対策部・総務対策部・現地災害対策本部																																																																																													
第1節 通信機器の確保 (略) 非常時に使用する通信機器																																																																																														
通信機器	機器設置機関	番号簿等																																																																																												
(略)																																																																																														
通信設備の優先使用 (災害対策基本法第79条ほか)	市内 宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所	—																																																																																												

第4編 地震応急対策計画

	修正前				修正後											
地震-13	<table border="1"> <tr> <td>対策部</td> <td colspan="3">本部室・総務対策部・現地災害対策本部</td> </tr> </table> <p>第2節 防災関係機関の伝達体制 (略)</p> <p>第4節 情報の伝達 (略)</p>				対策部	本部室・総務対策部・現地災害対策本部			<table border="1"> <tr> <td>対策部</td> <td colspan="3">本部室・市長公室対策部・総務対策部・現地災害対策本部</td> </tr> </table> <p>第2節 防災関係機関の伝達体制 (略)</p> <p>第4節 情報の伝達 (略)</p>				対策部	本部室・市長公室対策部・総務対策部・現地災害対策本部		
対策部	本部室・総務対策部・現地災害対策本部															
対策部	本部室・市長公室対策部・総務対策部・現地災害対策本部															
地震-19	<table border="1"> <tr> <td>対策部</td> <td colspan="3">本部室・総務対策部・現地災害対策本部</td> </tr> </table> <p>第1款 防災情報の伝達 (略)</p>				対策部	本部室・総務対策部・現地災害対策本部			<table border="1"> <tr> <td>対策部</td> <td colspan="3">本部室・市長公室対策部・総務対策部・現地災害対策本部</td> </tr> </table> <p>第1款 防災情報の伝達 (略)</p>				対策部	本部室・市長公室対策部・総務対策部・現地災害対策本部		
対策部	本部室・総務対策部・現地災害対策本部															
対策部	本部室・市長公室対策部・総務対策部・現地災害対策本部															
地震-20	<p>2 防災情報の伝達手段</p> <p>対策部は次表に示す複数の伝達手段を活用し、前1に定める防災情報を伝達する。避難情報の発令が決定された場合、本部室はフェニックス防災システムで県へ報告する。次に避難情報の発令情報を印字し、優先順2位以下の発信用原稿として活用できるよう総務対策部へ回付する。なお、避難情報の発令の様式は資料編に掲載する。</p>				<p>2 防災情報の伝達手段</p> <p>対策部は次表に示す複数の伝達手段を活用し、前1に定める防災情報を伝達する。避難情報の発令が決定された場合、本部室はフェニックス防災システムで県へ報告する。次に避難情報の発令情報を印字し、優先順2位以下の発信用原稿として活用できるよう市長公室対策部へ回付する。なお、避難情報の発令の様式は資料編に掲載する。</p>											
	順	伝達手段	伝達対象	対策部	順	伝達手段	伝達対象	対策部								
		(略)				(略)										
	2	しーたん通信	市内加入者	総務対策部	2	しーたん通信	市内加入者	市長公室対策部								
		(略)				(略)										
	4	一斉同報FAX	① 自治会 ② 要配慮者関連施設 ③ 報道機関(平常時用・県情報伝達体制連絡会用) ④ 宍粟警察署 ⑤ 兵庫県(災害対策課・西播磨県民局総務防災課) ⑥ 龍野土木事務所(管理課・宍粟事業所) ⑦ 姫路河川国道事務所(道路管理第二課・山崎維持出張所)	総務対策部	4	一斉同報FAX	① 自治会 ② 要配慮者関連施設 ③ 報道機関(平常時用・県情報伝達体制連絡会用) ④ 宍粟警察署 ⑤ 兵庫県(災害対策課・西播磨県民局総務防災課) ⑥ 龍野土木事務所(管理課・宍粟事業所) ⑦ 姫路河川国道事務所(道路管理第二課・山崎維持出張所)	市長公室対策部								

第4編 地震応急対策計画

		修正前		修正後		
地震-21			⑧ 西日本高速道路(株)関西支社福崎高速道路事務所(運転手配付用) ⑨ (株)ウイング神姫 山崎営業所 ⑩ 関西電力送配電 姫路本部 ⑪ NTT西日本 兵庫支店災害対策室		⑧ 西日本高速道路(株)関西支社福崎高速道路事務所(運転手配付用) ⑨ (株)ウイング神姫 山崎営業所 ⑩ 関西電力送配電 姫路本部 ⑪ NTT西日本 兵庫支店災害対策室	
	5	電子メール	自治会	5	電子メール	自治会
	6	しそくチャンネルL字放送	市内契約者	6	しそくチャンネルL字放送	市内契約者
	7	市ホームページ	全地域	7	市ホームページ	全地域
	8	市公式SNS	システム登録者 (フェイスブック、X、LINE、ユーチューブ)	8	市公式SNS	システム登録者 (フェイスブック、X、LINE、ユーチューブ)
	9	広報車	全地域	9	広報車	全地域
		(略)			(略)	
		(略)			(略)	
		第2款 避難情報の発令 (略)			第2款 避難情報の発令 (略)	
		1 発令要件と求める行動 (略)			1 発令要件と求める行動 (略)	
	(2) 住民に求める行動			(2) 住民に求める行動		
	種別	住民へ求める行動	非常持出品	避難情報等	住民に求める行動	
	高齢者等避難	危険な場所にいる高齢者や介助の必要な人は、避難を開始する。その家族や近隣の住民は、避難の支援を開始する。通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出品の用意と避難準備を開始する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応	避難行動の障害にならないようリュックサックなどに入れて携行する。 ・懐中電灯 ・携帯電話と充電器 ・携帯ラジオ	【警戒レベル3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●住民に求める行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者 の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど 普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主	

第4編 地震応急対策計画

		修正前		修正後					
		じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水 ・非常食 ・医薬品 ・衣類 ・貴重品 		的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。				
		※法的な強制力はない		【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●住民に求める行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 				
	避難指示	危険な場所にいる全員が、直ちに避難を開始する。避難所までの道のりに危険な場所がある場合や、避難に余裕がない場合は、近くの丈夫な建物の2階以上に避難する（堤防の隣接地でない浸水想定深が3m未満の地域の場合）。	※拘束力は高くなるが法的な強制力はない	【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●住民に求める行動：命の危険直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 				
緊急安全確保	すでに災害が発生又は切迫している状況で、避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険であるため、その場において命が助かる最善の方法をとる。	※拘束力は高くなるが法的な強制力はない	(略)						
地震-23	<table border="1"> <tr> <td>対策部</td> <td>本部室・総務対策部</td> </tr> </table> <p>第4款 報道機関への情報の発信 (略)</p>	対策部	本部室・総務対策部			<table border="1"> <tr> <td>対策部</td> <td>本部室・市長公室対策部・総務対策部</td> </tr> </table> <p>第4款 報道機関への情報の発信 (略)</p>	対策部	本部室・市長公室対策部・総務対策部	
対策部	本部室・総務対策部								
対策部	本部室・市長公室対策部・総務対策部								
地震-24	<p>第5款 県への報告</p> <p>本部室は各対策部や防災関係機関などから報告のある被害を取りまとめ、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を、必要に応じ航空機、無人航空機、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集し、県へ報告する。その</p>			<p>第5款 県への報告</p> <p>本部室は各対策部や防災関係機関などから報告のある被害を取りまとめ、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を、必要に応じ航空機、無人航空機、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、必要に応じて新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。また、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システ</p>					

第4編 地震応急対策計画

	修正前	修正後															
地震-30	<p>際、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない場合であっても、確認できた状況を報告するものとする。 (略)</p>	<p>ム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集し、収集した画像情報については、防災IoTシステム等を活用し、県へ報告する。その際、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない場合であっても、確認できた状況を報告するものとする。 また、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。 (略)</p>															
	<p>第5章 広域応援要請及び派遣 (略)</p>	<p>第5章 広域応援要請及び派遣 (略)</p>															
	<p>第1節 自衛隊の災害派遣要請 (略)</p>	<p>第1節 自衛隊の災害派遣要請 (略)</p>															
	<p>1 自衛隊の活動範囲 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は譲与</td> <td>「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和33年総理府令1号)による。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	活動内容	(略)		救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和33年総理府令1号)による。	(略)		<p>1 自衛隊の活動範囲 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸与又は譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」(令和7年防衛省令第4号)による。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	活動内容	(略)		救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」(令和7年防衛省令第4号)による。	(略)
項目	活動内容																
(略)																	
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和33年総理府令1号)による。																
(略)																	
項目	活動内容																
(略)																	
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」(令和7年防衛省令第4号)による。																
(略)																	

第4編 地震応急対策計画

	修正前	修正後																																																
地震-31	<p>2 支援要請の手続き (略) 自衛隊災害派遣の要請系統図</p>	<p>2 支援要請の手続き (略) 自衛隊災害派遣の要請系統図</p>																																																
地震-36	<p>(略)</p> <p>第4節 国や県、他市町村への応援要請及び派遣 (略)</p> <p>第3款 民間事業者等との協定に基づく応援要請 (略)</p> <p>民間事業者等との協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な内容</th> <th>締結相手</th> <th>要請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特設公衆電話の設置・利用に関する覚書</td> <td>指定避難所への特設公衆電話回線の設置並びに無償利用</td> <td>西日本電信電話株式会社 兵庫支店</td> <td>西日本電信電話株式会社 兵庫支店</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害等相互応援に係る協定</td> <td>1 配給水管と給水装置の復旧 2 資機材と人員の確保</td> <td>宍粟市管工事組合</td> <td>同組合会長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害時における情報の収集及び伝達の応援に関する協定</td> <td>1 被害、避難情報の提供 2 救急救助情報の提供</td> <td>山崎アマチュア無線クラブ</td> <td>同クラブ会長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	主な内容	締結相手	要請先	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	指定避難所への特設公衆電話回線の設置並びに無償利用	西日本電信電話株式会社 兵庫支店	西日本電信電話株式会社 兵庫支店	(略)				災害等相互応援に係る協定	1 配給水管と給水装置の復旧 2 資機材と人員の確保	宍粟市管工事組合	同組合会長	(略)				災害時における情報の収集及び伝達の応援に関する協定	1 被害、避難情報の提供 2 救急救助情報の提供	山崎アマチュア無線クラブ	同クラブ会長	<p>(略)</p> <p>第4節 国や県、他市町村への応援要請及び派遣 (略)</p> <p>第3款 民間事業者等との協定に基づく応援要請 (略)</p> <p>民間事業者等との協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な内容</th> <th>締結相手</th> <th>要請先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特設公衆電話の設置・利用に関する覚書</td> <td>指定避難所への特設公衆電話回線の設置並びに無償利用</td> <td>NTT 西日本株式会社 兵庫支店</td> <td>NTT 西日本株式会社 兵庫支店</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	主な内容	締結相手	要請先	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	指定避難所への特設公衆電話回線の設置並びに無償利用	NTT 西日本株式会社 兵庫支店	NTT 西日本株式会社 兵庫支店	(略)				(削除)				(略)				(削除)			
名称	主な内容	締結相手	要請先																																															
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	指定避難所への特設公衆電話回線の設置並びに無償利用	西日本電信電話株式会社 兵庫支店	西日本電信電話株式会社 兵庫支店																																															
(略)																																																		
災害等相互応援に係る協定	1 配給水管と給水装置の復旧 2 資機材と人員の確保	宍粟市管工事組合	同組合会長																																															
(略)																																																		
災害時における情報の収集及び伝達の応援に関する協定	1 被害、避難情報の提供 2 救急救助情報の提供	山崎アマチュア無線クラブ	同クラブ会長																																															
名称	主な内容	締結相手	要請先																																															
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	指定避難所への特設公衆電話回線の設置並びに無償利用	NTT 西日本株式会社 兵庫支店	NTT 西日本株式会社 兵庫支店																																															
(略)																																																		
(削除)																																																		
(略)																																																		
(削除)																																																		

第4編 地震応急対策計画

修正前				修正後			
(略)				(略)			
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人正栄会、社会福祉法人正久福社会、社会福祉法人波賀の里、社会福祉法人千種会、医療法人社団翠輝会、 有限会社信翁会 、社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会、社会福祉法人恩徳福社会、株式会社すまいる、医療法人社団山中医院、社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会	各施設	災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人正栄会、社会福祉法人正久福社会、社会福祉法人波賀の里、社会福祉法人千種会、医療法人社団翠輝会、社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会、社会福祉法人恩徳福社会、株式会社すまいる、医療法人社団山中医院、社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会	各施設
(略)				(略)			
(略)				災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書	応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設	一般社団法人日本ムービングハウス協会 株式会社S I C	一般社団法人日本ムービングハウス協会 株式会社S I C
				災害時における施設利用等支援に関する協定	1 避難場所としての利用 2 管理施設での飲食物の提供 3 支援物資の提供	株式会社ビーバーレコード 社会福祉法人はなさきむら	各運営事業者

第4編 地震応急対策計画

		修正前	修正後		
				4 その他、対応可能な支援	
			(略)		
地震-40		<p>第5節 災害ボランティアの要請と受入れ (略)</p> <p>4 ボランティアの募集方法 (略)</p> <p>(3) 各機関との調整 被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</p>			
			第5節 災害ボランティアの要請と受入れ (略)		
			4 ボランティアの募集方法 (略)		
			(3) 各機関との調整 被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りするNPO・NGO等被災者援護協力団体との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図るものとする。また、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。		
地震-45		<p>第6章 被災者の応急救助 (略)</p> <p>第2節 避難対策 (略)</p> <p>第2款 避難所の開設と運営 (略)</p> <p>6 避難所の開設 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。 (略)</p>			
			第6章 被災者の応急救助 (略)		
			第2節 避難対策 (略)		
			第2款 避難所の開設と運営 (略)		
			6 避難所の開設 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告する。 (略)		
地震-46		<p>7 避難所の開設手順 避難所担当職員と小中学校の協力職員は、次の手順で避難所を開設するものとする。なお、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。</p>			
			7 避難所の開設手順 避難所担当職員と小中学校の協力職員は、次の手順で避難所を開設するものとする。なお、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。		

第4編 地震応急対策計画

	修正前	修正後																																																								
地震-47	<p>(略)</p> <p>9 女性及び要配慮者への配慮 要配慮者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>9 女性及び要配慮者への配慮 要配慮者や子育て家庭、子ども・若者に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。 (略)</p>																																																								
地震-48	<p>14 福祉避難所の開設 (略) (2) 市との災害応援協定に基づき指定する福祉避難所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>施設名</th> <th>浸水想定深</th> <th>土砂災害警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一宮地域</td> <td>特別養護老人ホームまどか園 ※1</td> <td>0.5m～3.0m</td> <td>該当</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>波賀地域</td> <td>特別養護老人ホームかえで園</td> <td>5.0m～10.0m</td> <td>該当</td> </tr> <tr> <td>波賀地域</td> <td>老人保健施設むつみ園</td> <td>0.5m～3.0m</td> <td>該当</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域	施設名	浸水想定深	土砂災害警戒区域	(略)				一宮地域	特別養護老人ホームまどか園 ※1	0.5m～3.0m	該当	(略)				波賀地域	特別養護老人ホームかえで園	5.0m～10.0m	該当	波賀地域	老人保健施設むつみ園	0.5m～3.0m	該当	(略)				<p>14 福祉避難所の開設 (略) (2) 市との災害応援協定に基づき指定する福祉避難所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>施設名</th> <th>浸水想定深</th> <th>土砂災害警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山崎地域</td> <td>特別養護老人ホーム山崎まどか園 ※1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>波賀地域</td> <td>特別養護老人ホームかえで園</td> <td>—</td> <td>該当</td> </tr> <tr> <td>波賀地域</td> <td>老人保健施設むつみ園</td> <td>—</td> <td>該当</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域	施設名	浸水想定深	土砂災害警戒区域	(略)				山崎地域	特別養護老人ホーム山崎まどか園 ※1	—	—	(略)				波賀地域	特別養護老人ホームかえで園	—	該当	波賀地域	老人保健施設むつみ園	—	該当	(略)			
地域	施設名	浸水想定深	土砂災害警戒区域																																																							
(略)																																																										
一宮地域	特別養護老人ホームまどか園 ※1	0.5m～3.0m	該当																																																							
(略)																																																										
波賀地域	特別養護老人ホームかえで園	5.0m～10.0m	該当																																																							
波賀地域	老人保健施設むつみ園	0.5m～3.0m	該当																																																							
(略)																																																										
地域	施設名	浸水想定深	土砂災害警戒区域																																																							
(略)																																																										
山崎地域	特別養護老人ホーム山崎まどか園 ※1	—	—																																																							
(略)																																																										
波賀地域	特別養護老人ホームかえで園	—	該当																																																							
波賀地域	老人保健施設むつみ園	—	該当																																																							
(略)																																																										
地震-49	<p>16 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 (略)</p>	<p>16 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供及び福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 (略)</p>																																																								

第4編 地震応急対策計画

		修正前					修正後							
地震-53	第4節 孤立集落対策 (略) 5 ヘリコプター臨時離着陸場適地 (再掲) (略) ヘリコプター臨時離着陸場適地						第4節 孤立集落対策 (略) 5 ヘリコプター臨時離着陸場適地 (再掲) (略) ヘリコプター臨時離着陸場適地							
	番号	適地名	所在地	管理	連絡先	最大対応機種	敷地の広さ	番号	適地名	所在地	管理	連絡先	最大対応機種	敷地の広さ
	(略)							(略)						
	西 播 285	家原遺跡公園 「三方の里」	一宮町三方 町624-1	三方町出張所	74-0001	川崎バー トル KV-107	90m×50 m	西 播 285	家原遺跡公園	一宮町三方 町624-1	指定管理者	74-1000	川崎バー トル KV-107	90m×50 m
	西 169	波賀市民グラウ ンド	波賀町上野 164-6	同指定管理者	75-3811	川崎 CH- 47J	50m×60 m	西 169	波賀市民グラウ ンド	波賀町上野 164-6	指定管理者	75-3811	川崎 CH- 47J	50m×60 m
	西 170	鹿伏くるみの里 グラウンド	波賀町鹿伏 175-10	委託先 同施設管理棟	73-0348	川崎バー トル KV-107	60m×70 m	西 170	くるみの里グラ ウンド	波賀町鹿伏 175-10	指定管理者 同施設管理棟	73-0348	川崎バー トル KV-107	60m×70 m
	西 171	波賀総合スポー ツ公園	波賀町有賀 97-1	同指定管理者	75-3811	川崎バー トル KV-107	140 m × 140m 扇形	西 171	波賀総合スポー ツ公園	波賀町有賀 97-1	指定管理者	75-3811	川崎バー トル KV-107	140 m × 140m 扇形
	西 172	谷 山村広場	波賀町谷 179-13	波賀市民協働セ ンター	75-2220	AS332L1	50m×60 m	西 172	谷 山村広場	波賀町谷 179-13	波賀市民局	75-2220	AS332L1	50m×60 m
	(略)							(略)						
	西 174	ちくさ高原ネイ チャーランド駐 車場	千種町西河 内1047	委託先 同施設管理室	76-3555	川崎 CH- 47J	80 m × 170m	西 174	ちくさ高原ネイ チャーランド駐 車場	千種町西河 内1047	指定管理者 同施設管理室	76-3555	川崎 CH- 47J	80 m × 170m

第4編 地震応急対策計画

	修正前	修正後				
地震-59	<table border="1"> <tr> <th>対策部</th> <th>現地対策本部・教育対策部</th> </tr> </table>	対策部	現地対策本部・教育対策部	<table border="1"> <tr> <th>対策部</th> <th>現地対策本部・土木水道対策部・教育対策部</th> </tr> </table>	対策部	現地対策本部・土木水道対策部・教育対策部
対策部	現地対策本部・教育対策部					
対策部	現地対策本部・土木水道対策部・教育対策部					
地震-60	<p>第8節 給水対策 (略)</p> <p>5 給水施設の応急復旧 給水施設が破損した場合は、宍粟市管工事組合と結ぶ「災害等相互応援に係る協定」を活用し、迅速かつ効果的に応急復旧を行う。 (略)</p>	<p>第8節 給水対策 (略)</p> <p>(削除) (略)</p>				
地震-64	<p>第11節 健康対策 (略)</p> <p>1 巡回健康相談 (1) 対策部は県や医師会、応援医療チームなどと連携し、医師や保健師などによる巡回健康相談を実施する。対象は避難所や仮設住宅の被災者、在宅の被災者とし、健康に関する様々な相談に応じるとともに、高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児等、特に配慮を要する人をはじめ、被災者の心身の健康状況の把握に努めるものとする。支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健、医療、福祉等関係機関と連携して支援を行う。 (略)</p>	<p>第11節 健康対策 (略)</p> <p>1 巡回健康相談 (1) 対策部は県や医師会、応援医療チームなどと連携し、医師や保健師などによる巡回健康相談を実施する。対象は避難所や仮設住宅の被災者、在宅の被災者とし、健康に関する様々な相談に応じるとともに、高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児等、特に配慮を要する人をはじめ、被災者の心身の健康状況や多様なニーズの把握に努めるものとする。支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健、医療、福祉等関係機関と連携して支援を行う。 (略)</p>				
地震-73	<p>第9章 ライフライン対策 (略)</p> <p>第3節 水道対策 (略)</p> <p>第1款 災害発生直後の対応 (略)</p> <p>2 県等への応援要請 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、市は、水道事業者と連携しつつ、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町等、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。</p>	<p>第9章 ライフライン対策 (略)</p> <p>第3節 水道対策 (略)</p> <p>第1款 災害発生直後の対応 (略)</p> <p>2 県等への応援要請 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、市は、水道事業者と連携しつつ、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町等、国土交通省近畿地方整</p>				

第4編 地震応急対策計画

	修正前	修正後
地震-84	<p>(略)</p> <p>第13章 生活支援対策 (略)</p> <p>第2節 罹災証明書の発行と被災者台帳の作成 (略)</p> <p>3 被災者台帳の掲載・記録項目</p> <p>被災者台帳は、被災者の援護を効率的に行うために個々の被災者の被害状況や支援の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約するために住宅の被害調査をもとに作成する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p> <p>(略)</p>	<p>備局、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第13章 生活支援対策 (略)</p> <p>第2節 罹災証明書の発行と被災者台帳の作成 (略)</p> <p>3 被災者台帳の掲載・記録項目</p> <p>被災者台帳は、被災者の援護を効率的に行うために個々の被災者の被害状況や支援の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約するために住宅の被害調査をもとに作成する。また、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。</p> <p>(略)</p>

第5編 大規模事故等応急対策計画

	修正前	修正後
	<p>第5編 大規模事故等応急対策計画 (略)</p> <p>第2章 組織と職員配備 (略)</p> <p>第1節 組織の設置 (略)</p> <p>第3款 災害対策本部の組織と事務分掌 (略)</p>	<p>第5編 大規模事故等応急対策計画 (略)</p> <p>第2章 組織と職員配備 (略)</p> <p>第1節 組織の設置 (略)</p> <p>第3款 災害対策本部の組織と事務分掌 (略)</p>

第5編 大規模事故等応急対策計画

	修正前	修正後																																																																					
大規模事故等-6	災害対策本部の組織図																																																																						
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長 教育長</td> </tr> </table>		本部長	市長	副本部長	副市長 教育長																																																																	
	本部長	市長																																																																					
	副本部長	副市長 教育長																																																																					
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="3">災害対策本部(宍粟市役所本庁舎)</th> <th colspan="2">現地災害対策本部(各市民協働センター)</th> </tr> <tr> <th>部局名</th> <th>対策部名</th> <th>本部員</th> <th>部局名</th> <th>本部員</th> </tr> <tr> <td>市長公室</td> <td>本部室</td> <td>市長公室長</td> <td rowspan="4">一宮市民局 三方町出張所</td> <td rowspan="4">市民局長 市民局副局長 課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団長 警察官</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td rowspan="2">総務対策部</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>議会事務局長</td> </tr> <tr> <td>市民生活部</td> <td>市民生活対策部</td> <td>市民生活部長</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉対策部</td> <td>健康福祉部長</td> <td rowspan="4">波賀市民局</td> <td rowspan="4">市民局長 市民局副局長 北部事務所長 課長 消防波賀出張所長 消防団波賀支団長 警察官</td> </tr> <tr> <td>産業部</td> <td rowspan="2">産業対策部</td> <td>産業部長</td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局</td> <td>農業委員会事務局長</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>土木水道対策部</td> <td>建設部長</td> </tr> <tr> <td>会計課</td> <td>会計対策部</td> <td>会計管理者</td> <td rowspan="4">千種市民局</td> <td rowspan="4">市民局長 市民局副局長 課長 消防千種出張所長 消防団千種支団長 警察官</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育対策部</td> <td>教育部長</td> </tr> <tr> <td>公立宍粟総合病院</td> <td>-</td> <td>事務部長</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>-</td> <td>消防団長 副団長 山崎支団長</td> </tr> <tr> <td>西はりま消防組合 宍粟消防署</td> <td>-</td> <td>署長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宍粟警察署</td> <td>-</td> <td>署長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民局(復旧期のみ)</td> <td>-</td> <td>市民局長</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		災害対策本部(宍粟市役所本庁舎)			現地災害対策本部(各市民協働センター)		部局名	対策部名	本部員	部局名	本部員	市長公室	本部室	市長公室長	一宮市民局 三方町出張所	市民局長 市民局副局長 課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団長 警察官	総務部	総務対策部	総務部長	議会事務局	議会事務局長	市民生活部	市民生活対策部	市民生活部長	健康福祉部	健康福祉対策部	健康福祉部長	波賀市民局	市民局長 市民局副局長 北部事務所長 課長 消防波賀出張所長 消防団波賀支団長 警察官	産業部	産業対策部	産業部長	農業委員会事務局	農業委員会事務局長	建設部	土木水道対策部	建設部長	会計課	会計対策部	会計管理者	千種市民局	市民局長 市民局副局長 課長 消防千種出張所長 消防団千種支団長 警察官	教育委員会事務局	教育対策部	教育部長	公立宍粟総合病院	-	事務部長	消防団	-	消防団長 副団長 山崎支団長	西はりま消防組合 宍粟消防署	-	署長			宍粟警察署	-	署長			市民局(復旧期のみ)	-	市民局長						
	災害対策本部(宍粟市役所本庁舎)			現地災害対策本部(各市民協働センター)																																																																			
	部局名	対策部名	本部員	部局名	本部員																																																																		
	市長公室	本部室	市長公室長	一宮市民局 三方町出張所	市民局長 市民局副局長 課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団長 警察官																																																																		
	総務部	総務対策部	総務部長																																																																				
	議会事務局		議会事務局長																																																																				
市民生活部	市民生活対策部	市民生活部長																																																																					
健康福祉部	健康福祉対策部	健康福祉部長	波賀市民局	市民局長 市民局副局長 北部事務所長 課長 消防波賀出張所長 消防団波賀支団長 警察官																																																																			
産業部	産業対策部	産業部長																																																																					
農業委員会事務局		農業委員会事務局長																																																																					
建設部	土木水道対策部	建設部長																																																																					
会計課	会計対策部	会計管理者	千種市民局	市民局長 市民局副局長 課長 消防千種出張所長 消防団千種支団長 警察官																																																																			
教育委員会事務局	教育対策部	教育部長																																																																					
公立宍粟総合病院	-	事務部長																																																																					
消防団	-	消防団長 副団長 山崎支団長																																																																					
西はりま消防組合 宍粟消防署	-	署長																																																																					
宍粟警察署	-	署長																																																																					
市民局(復旧期のみ)	-	市民局長																																																																					
災害対策本部の組織図																																																																							
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長 教育長</td> </tr> </table>		本部長	市長	副本部長	副市長 教育長																																																																		
本部長	市長																																																																						
副本部長	副市長 教育長																																																																						
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="3">災害対策本部(宍粟市役所本庁舎)</th> <th colspan="2">現地災害対策本部(各市民協働センター)</th> </tr> <tr> <th>部局名</th> <th>対策部名</th> <th>本部員</th> <th>部局名</th> <th>本部員</th> </tr> <tr> <td>まちづくり部</td> <td>本部室</td> <td>まちづくり部長</td> <td rowspan="4">一宮市民局 三方町出張所</td> <td rowspan="4">市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部建設課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団長 警察官</td> </tr> <tr> <td>市長公室</td> <td>市長公室対策部</td> <td>市長公室長</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td rowspan="2">総務対策部</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>議会事務局長</td> </tr> <tr> <td>市民生活部</td> <td>市民生活対策部</td> <td>市民生活部長</td> <td rowspan="4">波賀市民局</td> <td rowspan="4">市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部産業課長 消防波賀出張所長 消防団波賀支団長 警察官</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉対策部</td> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td>産業部</td> <td rowspan="2">産業対策部</td> <td>産業部長</td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局</td> <td>農業委員会事務局長</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>土木水道対策部</td> <td>建設部長</td> <td rowspan="4">千種市民局</td> <td rowspan="4">市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 消防千種出張所長 消防団千種支団長 警察官</td> </tr> <tr> <td>会計課</td> <td>会計対策部</td> <td>会計管理者</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育対策部</td> <td>教育部長</td> </tr> <tr> <td>公立宍粟総合病院</td> <td>-</td> <td>事務部長</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>-</td> <td>消防団長 副団長 山崎支団長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西はりま消防組合 宍粟消防署</td> <td>-</td> <td>署長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宍粟警察署</td> <td>-</td> <td>署長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民局(復旧期のみ)</td> <td>-</td> <td>市民局長</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		災害対策本部(宍粟市役所本庁舎)			現地災害対策本部(各市民協働センター)		部局名	対策部名	本部員	部局名	本部員	まちづくり部	本部室	まちづくり部長	一宮市民局 三方町出張所	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部建設課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団長 警察官	市長公室	市長公室対策部	市長公室長	総務部	総務対策部	総務部長	議会事務局	議会事務局長	市民生活部	市民生活対策部	市民生活部長	波賀市民局	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部産業課長 消防波賀出張所長 消防団波賀支団長 警察官	健康福祉部	健康福祉対策部	健康福祉部長	産業部	産業対策部	産業部長	農業委員会事務局	農業委員会事務局長	建設部	土木水道対策部	建設部長	千種市民局	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 消防千種出張所長 消防団千種支団長 警察官	会計課	会計対策部	会計管理者	教育委員会事務局	教育対策部	教育部長	公立宍粟総合病院	-	事務部長	消防団	-	消防団長 副団長 山崎支団長			西はりま消防組合 宍粟消防署	-	署長			宍粟警察署	-	署長			市民局(復旧期のみ)	-	市民局長		
災害対策本部(宍粟市役所本庁舎)			現地災害対策本部(各市民協働センター)																																																																				
部局名	対策部名	本部員	部局名	本部員																																																																			
まちづくり部	本部室	まちづくり部長	一宮市民局 三方町出張所	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部建設課長 消防一宮分署長 消防団一宮支団長 警察官																																																																			
市長公室	市長公室対策部	市長公室長																																																																					
総務部	総務対策部	総務部長																																																																					
議会事務局		議会事務局長																																																																					
市民生活部	市民生活対策部	市民生活部長	波賀市民局	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 北部産業課長 消防波賀出張所長 消防団波賀支団長 警察官																																																																			
健康福祉部	健康福祉対策部	健康福祉部長																																																																					
産業部	産業対策部	産業部長																																																																					
農業委員会事務局		農業委員会事務局長																																																																					
建設部	土木水道対策部	建設部長	千種市民局	市民局長 市民局副局長 保健福祉課長 消防千種出張所長 消防団千種支団長 警察官																																																																			
会計課	会計対策部	会計管理者																																																																					
教育委員会事務局	教育対策部	教育部長																																																																					
公立宍粟総合病院	-	事務部長																																																																					
消防団	-	消防団長 副団長 山崎支団長																																																																					
西はりま消防組合 宍粟消防署	-	署長																																																																					
宍粟警察署	-	署長																																																																					
市民局(復旧期のみ)	-	市民局長																																																																					

第5編 大規模事故等応急対策計画

		修正前		修正後		
大規模事故等-7	災害対策本部（本庁）の事務分掌			災害対策本部（本庁）の事務分掌		
	主管部局	主管課等	事務分掌	主管部局	主管課等	事務分掌
	市長公室	危機管理課	1 本部の設置、運営に関する事 2 気象情報、河川情報の収集に関する事 3 消防団の配備に関する事 4 配備指令とその伝達に関する事 5 避難情報の発表に関する事 6 警戒区域の設定に関する事 7 県や警察、自衛隊など、関係機関との連絡に関する事 8 広域応援要請に関する事 9 被害状況の総括に関する事 10 市民局との連絡調整に関する事 11 災害救助法の適用申請事務に関する事 12 罹災届出証明書の発行に関する事 13 災害復旧に係る借入金利子補給金交付制度（市単）に関する事 14 被災者生活再建支援制度に関する事	まちづくり部	危機管理課	1 本部の設置、運営に関する事 2 気象情報、河川情報の収集に関する事 3 消防団の配備に関する事 4 配備指令とその伝達に関する事 5 避難情報の発表に関する事 6 警戒区域の設定に関する事 7 県や警察、自衛隊など、関係機関との連絡に関する事 8 広域応援要請に関する事 9 被害状況の総括に関する事 10 市民局との連絡調整に関する事 11 災害救助法の適用申請事務に関する事 12 罹災届出証明書の発行に関する事 13 災害復旧に係る借入金利子補給金交付制度（市単）に関する事 14 被災者生活再建支援制度に関する事
			市長公室			秘書政策課 地域創生課
	総務部 議会事務局	広報情報課	1 避難情報の伝達に関する事 2 交通情報の伝達に関する事 3 避難状況の伝達に関する事 4 報道機関の対応に関する事 5 写真の撮影と映像の保存、広報に関する事	市長公室	地域創生課	1 指定避難所開設の確認に関する事 2 避難者数の市内集計に関する事 3 自治会の被害状況調査の市内集計に関する事 4 支援制度の取りまとめ、周知に関する事 5 市長のメッセージと避難所訪問に関する事
			総務課 財務課			1 通報（電話）対応と本部情報整理に関する事 2 緊急通行車両の確保に関する事

第5編 大規模事故等応急対策計画

修正前			修正後		
	議会事務局	3 行政支援の調整と動員計画に関すること 4 職員の健康管理に関すること 5 安否情報に関すること			5 写真の撮影と映像の保存、広報に関すること 6 市長のメッセージと避難所訪問に関すること 7 災害見舞金及び義援金の配分、支給に関すること
市民生活部	まちづくり推進課 人権推進課	1 一時避難所等開設の確認に関すること（山崎地域） 2 広域避難所以外の避難者数の集計に関すること（山崎地域） 3 自治会の被害状況調査に関すること（山崎地域） 4 自治会との連絡調整に関すること（山崎地域）	総務部 議会事務局	行政管理課 人事課 財政課 議会事務局	1 通報（電話）対応と本部情報整理に関すること 2 緊急通行車両の確保に関すること 3 行政支援の調整と動員計画に関すること 4 職員の健康管理に関すること 5 安否情報に関すること
	税務課	1 家屋被害認定調査に関すること 2 罹災証明書の発行に関すること 3 被災者台帳の作成に関すること			1 家屋被害認定調査に関すること 2 罹災証明書の発行に関すること 3 被災者台帳の作成に関すること
	市民課 生活衛生課	1 防疫に関すること 2 廃棄物の収集と処理に関すること 3 遺体の処置、安置に関すること 4 遺体の埋火葬に関すること 5 し尿の収集と処理に関すること 6 避難所仮設トイレの設置に関すること	市民生活部	市民課 生活衛生課	1 防疫に関すること 2 廃棄物の収集と処理に関すること 3 遺体の処置、安置に関すること 4 遺体の埋火葬に関すること 5 し尿の収集と処理に関すること 6 避難所仮設トイレの設置に関すること
	(略)				(略)
(略)			(略)		

第5編 大規模事故等応急対策計画

修正前			修正後		
	2 緊急輸送路の確保に関する事 3 道路、橋梁、河川、堤防などの被害調査と応急対策、復旧に関する事 4 応急給水に関する事 5 上下水道の被害調査と復旧に関する事			2 緊急輸送路の確保に関する事 3 道路、橋梁、河川、堤防などの被害調査と応急対策、復旧に関する事 4 応急給水に関する事 5 上下水道の被害調査と復旧に関する事	
給食センター	1 避難所の物資、食料の調達に関する事 2 施設利用者の安全確認に関する事	教育委員会 事務局	給食センター	1 避難所の物資、食料の調達に関する事	教育委員会 事務局
(略)			(略)		
消防支団本部	1 消防団員の出動命令に関する事 2 警戒活動に関する事 3 水防活動に関する事 4 避難誘導に関する事 5 救助活動に関する事 6 消火活動に関する事 7 広報活動に関する事 8 行方不明者の捜索に関する事 9 本部との連絡調整に関する事	市長公室 市民生活部	消防支団本部	1 消防団員の出動命令に関する事 2 警戒活動に関する事 3 水防活動に関する事 4 避難誘導に関する事 5 救助活動に関する事 6 消火活動に関する事 7 広報活動に関する事 8 行方不明者の捜索に関する事 9 本部との連絡調整に関する事	消防団本部
(略)			(略)		

第5編 大規模事故等応急対策計画

		修正前				修正後					
大規模事故等-12	第3節 職員の初動 (略) 時系列に示す職員の初動 (大規模事故等)					第3節 職員の初動 (略) 時系列に示す職員の初動 (大規模事故等)					
		経過	対策期	対策	指揮	連携	経過	対策期	対策	指揮	連携
		6時間	救助期	組織(災害対策本部)の設置	本部室		6時間	救助期	組織(災害対策本部)の設置	本部室	
				避難所の運営と職員配置	教育対策部				避難所の運営と職員配置	教育対策部	
				通信機器の確保	本部室	総務対策部			通信機器の確保	本部室	市長公室対策部
				通報の対応と情報整理	総務対策部	本部室			通報の対応と情報整理	総務対策部	本部室
				人命救助、消火活動	西はりま消防組合				人命救助、消火活動	西はりま消防組合	
				応急医療	公立中央総合病院				応急医療	公立中央総合病院	
				避難情報の伝達	本部室	総務対策部			避難情報の伝達	本部室	市長公室対策部
				広域応援要請(防災ヘリ・協定消防本部・緊急消防援助隊)	西はりま消防組合				広域応援要請(防災ヘリ・協定消防本部・緊急消防援助隊)	西はりま消防組合	
	広域応援要請(自衛隊・県・協定市町村)			本部室		広域応援要請(自衛隊・県・協定市町村)			本部室		
	要配慮者の支援			健康福祉対策部		要配慮者の支援			健康福祉対策部		
	交通規制	土木水道対策部		交通規制	土木水道対策部						
	緊急輸送道路の確保	土木水道対策部		緊急輸送道路の確保	土木水道対策部						
	緊急通行車両の確保	総務対策部		緊急通行車両の確保	総務対策部						
	(略)					(略)					

第5編 大規模事故等応急対策計画

	修正前	修正後																						
大規模事故等-14	<p>第3章 情報の収集と伝達 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>対策部</td> <td>本部室・総務対策部・現地災害対策本部</td> </tr> </table> <p>第1節 通信機器の確保 (略)</p> <p>非常時に使用する通信機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信機器</th> <th>機器設置機関</th> <th>番号簿等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信設備の優先使用（災害対策基本法第79条ほか）</td> <td>市内 宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所 アマチュア無線局</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	対策部	本部室・総務対策部・現地災害対策本部	通信機器	機器設置機関	番号簿等	(略)			通信設備の優先使用（災害対策基本法第79条ほか）	市内 宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所 アマチュア無線局	—	<p>第3章 情報の収集と伝達 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>対策部</td> <td>本部室・市長公室対策本部・総務対策部・現地災害対策本部</td> </tr> </table> <p>第1節 通信機器の確保 (略)</p> <p>非常時に使用する通信機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信機器</th> <th>機器設置機関</th> <th>番号簿等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信設備の優先使用（災害対策基本法第79条ほか）</td> <td>市内 宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	対策部	本部室・市長公室対策本部・総務対策部・現地災害対策本部	通信機器	機器設置機関	番号簿等	(略)			通信設備の優先使用（災害対策基本法第79条ほか）	市内 宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所	—
対策部	本部室・総務対策部・現地災害対策本部																							
通信機器	機器設置機関	番号簿等																						
(略)																								
通信設備の優先使用（災害対策基本法第79条ほか）	市内 宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所 アマチュア無線局	—																						
対策部	本部室・市長公室対策本部・総務対策部・現地災害対策本部																							
通信機器	機器設置機関	番号簿等																						
(略)																								
通信設備の優先使用（災害対策基本法第79条ほか）	市内 宍粟消防署 宍粟警察署 姫路河川国道事務所	—																						
大規模事故等-16	<p>第3節 情報の収集 (略)</p> <p>第1款 気象予警報の発表基準 (略)</p> <p>2 火災警報の発令基準 消防法第22条第3項に基づく火災警報は、知事から通報を受けた場合のほか、気象の状況が次のいずれかに該当する場合（西はりま消防組合火災予防規則第5条）に管理者が発令する。</p> <p>(1) 実効湿度が60%以下で、最低湿度が40%以下であり、かつ、最大風速が7m以上となると予想されるとき。</p> <p>(2) 現に風速10m以上であるとき、又は風速10mになると予想されるとき。ただし、降雨、降雪の場合は除く。</p>	<p>第3節 情報の収集 (略)</p> <p>第1款 気象予警報の発表基準 (略)</p> <p>2 火災警報の発令基準 消防法第22条第3項に基づく火災警報は、知事から通報を受けた場合のほか、気象の状況が次のいずれかに該当する場合（西はりま消防組合火災予防規則第5条）に管理者が発令する。</p> <p>(1) 火災警報 実効湿度が60%以下で、最低湿度が40%以下であり、かつ、平均風速が12m以上となると予想されるとき。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は除く。</p> <p>(2) 林野火災警報 林野火災に関する注意報の発令指標に加え、強風注意報が発令されているとき。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は除く。</p>																						

第5編 大規模事故等応急対策計画

	修正前	修正後
大規模事故等-17	<p>第2款 気象予警報の伝達系統 (略)</p> <p>1 警報と注意報の伝達系統 (略)</p>	<p>第2款 気象予警報の伝達系統 (略)</p> <p>1 警報と注意報の伝達系統 (略)</p>
大規模事故等-18	<p>(略)</p> <p>第4節 情報の伝達 (略)</p> <p>対策部 本部室・総務対策部・現地災害対策本部</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 情報の伝達 (略)</p> <p>対策部 本部室・市長公室対策部・総務対策部・現地災害対策本部</p>
大規模事故等-19	<p>第1款 防災情報の伝達 (略)</p> <p>2 防災情報の伝達手段 対策部は次表に示す複数の伝達手段を活用し、前1に定める防災情報を伝達する。避難情報の発令が決定された場合、本部室はフェニックス防災システムで県へ報告する。次に避難情報の発令情報を印字し、優先順2位</p>	<p>第1款 防災情報の伝達 (略)</p> <p>2 防災情報の伝達手段 対策部は次表に示す複数の伝達手段を活用し、前1に定める防災情報を伝達する。避難情報の発令が決定された場合、本部室はフェニックス防災システムで県へ報告する。次に避難情報の発令情報を印字し、優先順2位</p>

第5編 大規模事故等応急対策計画

修正前				修正後			
以下の発信用原稿として活用できるよう 総務対策部 へ回付する。なお、避難情報の発令様式は資料編に掲載する。				以下の発信用原稿として活用できるよう 市長公室対策部 へ回付する。なお、避難情報の発令様式は資料編に掲載する。			
順	伝達手段	伝達対象	対策部	順	伝達手段	伝達対象	対策部
	(略)				(略)		
2	しーたん通信	市内加入者	総務対策部	2	しーたん通信	市内加入者	市長公室対策部
	(略)				(略)		
4	一斉同報FAX	① 自治会 ② 要配慮者関連施設 ③ 報道機関（平常時用・県情報伝達体制連絡会用） ④ 宍粟警察署 ⑤ 兵庫県（災害対策課・西播磨県民局総務防災課） ⑥ 龍野土木事務所（管理課・宍粟事業所） ⑦ 姫路河川国道事務所（道路管理第二課・山崎維持出張所） ⑧ 西日本高速道路(株)関西支社福崎高速道路事務所（運転手配付用） ⑨ (株)ウイング神姫 山崎営業所 ⑩ 関西電力送配電 姫路本部 ⑪ NTT西日本 兵庫支店災害対策室	総務対策部	4	一斉同報FAX	① 自治会 ② 要配慮者関連施設 ③ 報道機関（平常時用・県情報伝達体制連絡会用） ④ 宍粟警察署 ⑤ 兵庫県（災害対策課・西播磨県民局総務防災課） ⑥ 龍野土木事務所（管理課・宍粟事業所） ⑦ 姫路河川国道事務所（道路管理第二課・山崎維持出張所） ⑧ 西日本高速道路(株)関西支社福崎高速道路事務所（運転手配付用） ⑨ (株)ウイング神姫 山崎営業所 ⑩ 関西電力送配電 姫路本部 ⑪ NTT西日本 兵庫支店災害対策室	市長公室対策部
5	電子メール	自治会		5	電子メール	自治会	
6	しそチャンネルL字放送	市内契約者		6	しそチャンネルL字放送	市内契約者	
7	市ホームページ	全地域		7	市ホームページ	全地域	
8	市公式SNS	システム登録者 (フェイスブック、X、LINE、ユーチューブ)		8	市公式SNS	システム登録者 (フェイスブック、X、LINE、ユーチューブ)	
9	広報車	全地域		9	広報車	全地域	

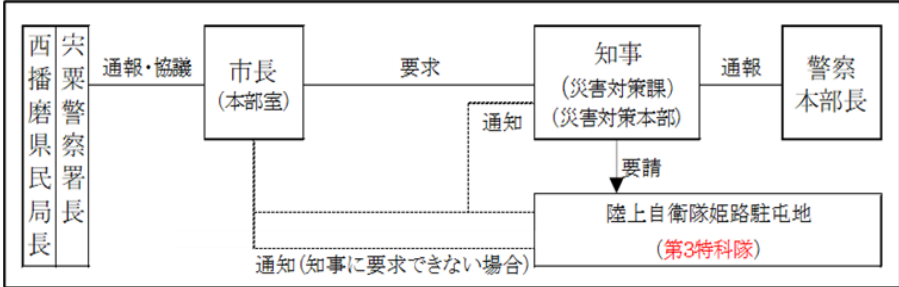
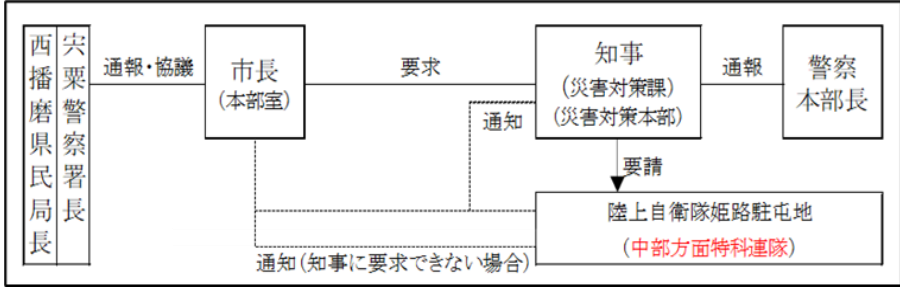
第5編 大規模事故等応急対策計画

		修正前		修正後													
大規模事故等-21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)												
	第2款 避難情報の発令 (略)	第2款 避難情報の発令 (略)	第2款 避難情報の発令 (略)	第2款 避難情報の発令 (略)	第2款 避難情報の発令 (略)												
	1 発令要件と求める行動 (略)	1 発令要件と求める行動 (略)	1 発令要件と求める行動 (略)	1 発令要件と求める行動 (略)	1 発令要件と求める行動 (略)												
	(2) 住民に求める行動	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>住民へ求める行動</th> <th>非常持出品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td> <p>危険な場所にいる高齢者や介助の必要な人は、避難を開始する。その家族や近隣の住民は、避難の支援を開始する。通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出品の用意と避難準備を開始する。</p> <p>高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">※法的な強制力はない</p> </td> <td> <p>避難行動の障害にならないようリュックサックなどに入れて携行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懐中電灯 ・携帯電話と充電器 ・携帯ラジオ ・飲料水 ・非常食 ・医薬品 ・衣類 ・貴重品 </td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td> <p>危険な場所にいる全員が、直ちに避難を開始する。避難所までの道のりに危険な場所がある場合や、避難に余裕がない場合は、近くの丈夫な建物の2階以上に避難する（堤防の隣接地でない浸水想定深が3m未満の地域の場合）。</p> <p style="text-align: right;">※拘束力は高くなるが法的な強制力はない</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	住民へ求める行動	非常持出品	高齢者等避難	<p>危険な場所にいる高齢者や介助の必要な人は、避難を開始する。その家族や近隣の住民は、避難の支援を開始する。通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出品の用意と避難準備を開始する。</p> <p>高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">※法的な強制力はない</p>	<p>避難行動の障害にならないようリュックサックなどに入れて携行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懐中電灯 ・携帯電話と充電器 ・携帯ラジオ ・飲料水 ・非常食 ・医薬品 ・衣類 ・貴重品 	避難指示	<p>危険な場所にいる全員が、直ちに避難を開始する。避難所までの道のりに危険な場所がある場合や、避難に余裕がない場合は、近くの丈夫な建物の2階以上に避難する（堤防の隣接地でない浸水想定深が3m未満の地域の場合）。</p> <p style="text-align: right;">※拘束力は高くなるが法的な強制力はない</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報等</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル3】 高齢者等避難</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●住民に求める行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 </td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難指示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●住民に求める行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 </td> </tr> </tbody> </table>	避難情報等	住民に求める行動	【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●住民に求める行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 	【警戒レベル4】 避難指示
種別	住民へ求める行動	非常持出品															
高齢者等避難	<p>危険な場所にいる高齢者や介助の必要な人は、避難を開始する。その家族や近隣の住民は、避難の支援を開始する。通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出品の用意と避難準備を開始する。</p> <p>高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">※法的な強制力はない</p>	<p>避難行動の障害にならないようリュックサックなどに入れて携行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懐中電灯 ・携帯電話と充電器 ・携帯ラジオ ・飲料水 ・非常食 ・医薬品 ・衣類 ・貴重品 															
避難指示	<p>危険な場所にいる全員が、直ちに避難を開始する。避難所までの道のりに危険な場所がある場合や、避難に余裕がない場合は、近くの丈夫な建物の2階以上に避難する（堤防の隣接地でない浸水想定深が3m未満の地域の場合）。</p> <p style="text-align: right;">※拘束力は高くなるが法的な強制力はない</p>																
避難情報等	住民に求める行動																
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●住民に求める行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 																
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●住民に求める行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 																

第5編 大規模事故等応急対策計画

	修正前		修正後	
	緊急安全確保	<p>すでに災害が発生又は切迫している状況で、避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険であるため、その場において命が助かる最善の方法をとる。</p> <p>※拘束力は高くなるが法的な強制力はない</p>	【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</p> <p>●住民に求める行動：命の危険直ちに安全確保！</p> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
	(略)		(略)	
大規模事故等-23	対策部	本部室・総務対策部	対策部	本部室・市長公室対策部・総務対策部
	第4款 報道機関への情報の発信 (略)		第4款 報道機関への情報の発信 (略)	
大規模事故等-24	第5款 県への報告 本部室は各対策部や防災関係機関などから報告のある被害を取りまとめ、県へ報告する。なお、被害の詳細が把握できない場合であっても、確認できた状況を報告するものとする。 (略)		第5款 県への報告 本部室は各対策部や防災関係機関などから報告のある被害を取りまとめ、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を、必要に応じ航空機、無人航空機、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、必要に応じて新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。また、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集し、収集した画像情報については、防災IoTシステム等を活用し、県へ報告する。その際、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、その際、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない場合であっても、確認できた状況を報告するものとする。	

第5編 大規模事故等応急対策計画

	修正前	修正後																
大規模事故等-29	<p>第4章 広域応援要請及び派遣 (略)</p> <p>第1節 自衛隊の災害派遣要請 (略)</p> <p>1 自衛隊の活動範囲 (略)</p> <table border="1" data-bbox="264 639 1178 836"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は譲与</td> <td>「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和33年総理府令1号)による。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 支援要請の手続き (略)</p> <p>自衛隊災害派遣の要請系統図</p>  <p>(略)</p>	項目	活動内容	(略)		救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和33年総理府令1号)による。	(略)		<p>また、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。 (略)</p> <p>第4章 広域応援要請及び派遣 (略)</p> <p>第1節 自衛隊の災害派遣要請 (略)</p> <p>1 自衛隊の活動範囲 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1205 639 2119 836"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸与又は譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」(令和7年防衛省令第4号)による。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 支援要請の手続き (略)</p> <p>自衛隊災害派遣の要請系統図</p>  <p>(略)</p>	項目	活動内容	(略)		救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」(令和7年防衛省令第4号)による。	(略)	
	項目	活動内容																
(略)																		
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和33年総理府令1号)による。																	
(略)																		
項目	活動内容																	
(略)																		
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」(令和7年防衛省令第4号)による。																	
(略)																		

第5編 大規模事故等応急対策計画

		修正前				修正後			
大規模事故等-34	第4節 国や県、他市町村への応援要請及び派遣 (略)					第4節 国や県、他市町村への応援要請及び派遣 (略)			
	第3款 民間事業者等との協定に基づく応援要請 (略)					第3款 民間事業者等との協定に基づく応援要請 (略)			
	民間事業者等との協定					民間事業者等との協定			
		名称	主な内容	締結相手	要請先	名称	主な内容	締結相手	要請先
		特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	指定避難所への特設公衆電話回線の設置並びに無償利用	西日本電信電話株式会社 兵庫支店	西日本電信電話株式会社 兵庫支店	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	指定避難所への特設公衆電話回線の設置並びに無償利用	NTT 西日本株式会社 兵庫支店	NTT 西日本株式会社 兵庫支店
		(略)				(略)			
		災害等相互応援に係る協定	1 配給水管と給水装置の復旧 2 資機材と人員の確保	宍粟市管工事組合	同組合会長	(削除)			
		(略)				(略)			
	災害時における情報の収集及び伝達の応援に関する協定	1 被害、避難情報の提供 2 救急救助情報の提供	山崎アマチュア無線クラブ	同クラブ会長	(削除)				
	(略)				(略)				
	災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人正栄会、社会福祉法人正久福祉会、社会福祉法人波賀の里、社会福祉法人千種会、医療法人社団翠輝会、有限会社信翁会、社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会、社会福祉	各施設	災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人正栄会、社会福祉法人正久福祉会、社会福祉法人波賀の里、社会福祉法人千種会、医療法人社団翠輝会、社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会、社会福祉	各施設	

第5編 大規模事故等応急対策計画

修正前				修正後			
		法人恩徳福祉会、株式会社すまいる、医療法人社団山中医院、社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会				法人恩徳福祉会、株式会社すまいる、医療法人社団山中医院、社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会	
(略)				(略)			
(略)				災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書	応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設	一般社団法人日本ムービングハウス協会 株式会社S I C	一般社団法人日本ムービングハウス協会 株式会社S I C
				災害時における施設利用等支援に関する協定	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所としての利用 2 管理施設での飲食物の提供 3 支援物資の提供 4 その他、対応可能な支援 	株式会社ビーバーレコード 社会福祉法人はなさきむら	各運営事業者
				(略)			

第5編 大規模事故等応急対策計画

	修正前	修正後
大規模事故等-38	<p>第5節 災害ボランティアの要請と受入れ (略)</p> <p>4 ボランティアの募集方法 (略)</p> <p>(3) 各機関との調整 被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。 (略)</p>	<p>第5節 災害ボランティアの要請と受入れ (略)</p> <p>4 ボランティアの募集方法 (略)</p> <p>(3) 各機関との調整 被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りするNPO・NGO等被災者援護協力団体との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図るものとする。また、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。 (略)</p>
大規模事故等-43	<p>第5章 被災者の応急救助 (略)</p> <p>第2節 避難対策 (略)</p> <p>第2款 避難所の開設と運営 (略)</p> <p>6 避難所の開設 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。 (略)</p>	<p>第5章 被災者の応急救助 (略)</p> <p>第2節 避難対策 (略)</p> <p>第2款 避難所の開設と運営 (略)</p> <p>6 避難所の開設 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告する。 (略)</p>
大規模事故等-44	<p>7 避難所の開設手順 避難所担当職員と小中学校の協力職員は、次の手順で避難所を開設するものとする。なお、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。 (略)</p>	<p>7 避難所の開設手順 避難所担当職員と小中学校の協力職員は、次の手順で避難所を開設するものとする。なお、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。 (略)</p>

第5編 大規模事故等応急対策計画

	修正前	修正後																																
大規模事故等-46	<p>9 女性及び要配慮者への配慮 要配慮者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。 (略)</p> <p>14 福祉避難所の開設 (略) (2) 市との災害応援協定に基づき指定する福祉避難所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>施設名</th> <th>浸水想定深</th> <th>土砂災害警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山崎地域</td> <td>特別養護老人ホームまどか園 ※1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域	施設名	浸水想定深	土砂災害警戒区域	(略)				山崎地域	特別養護老人ホームまどか園 ※1	—	—	(略)				<p>9 女性及び要配慮者への配慮 要配慮者や子育て家庭、子ども・若者に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。 (略)</p> <p>14 福祉避難所の開設 (略) (2) 市との災害応援協定に基づき指定する福祉避難所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>施設名</th> <th>浸水想定深</th> <th>土砂災害警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山崎地域</td> <td>特別養護老人ホーム山崎まどか園 ※1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域	施設名	浸水想定深	土砂災害警戒区域	(略)				山崎地域	特別養護老人ホーム 山崎 まどか園 ※1	—	—	(略)			
地域	施設名	浸水想定深	土砂災害警戒区域																															
(略)																																		
山崎地域	特別養護老人ホームまどか園 ※1	—	—																															
(略)																																		
地域	施設名	浸水想定深	土砂災害警戒区域																															
(略)																																		
山崎地域	特別養護老人ホーム 山崎 まどか園 ※1	—	—																															
(略)																																		
大規模事故等-47	<p>16 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 (略)</p>	<p>16 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービス及び福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 (略)</p>																																

第5編 大規模事故等応急対策計画

大規模事故等-51	修正前							修正後						
	番号	適地名	所在地	管理	連絡先	最大対応機種	敷地の広さ	番号	適地名	所在地	管理	連絡先	最大対応機種	敷地の広さ
	第4節 孤立集落対策 (略)							第4節 孤立集落対策 (略)						
	5 ヘリコプター臨時離着陸場適地 (再掲) (略)							5 ヘリコプター臨時離着陸場適地 (再掲) (略)						
	ヘリコプター臨時離着陸場適地							ヘリコプター臨時離着陸場適地						
	(略)							(略)						
	西 播 285	家原遺跡公園 「三方の里」	一宮町三方 町624-1	三方町出張所	74-0001	川崎バー トル KV-107	90m×50 m	西 播 285	家原遺跡公園	一宮町三方 町624-1	指定管理者	74-1000	川崎バー トル KV-107	90m×50 m
	西 169	波賀市民グラウ ンド	波賀町上野 164-6	同指定管理者	75-3811	川崎 CH- 47J	50m×60 m	西 169	波賀市民グラウ ンド	波賀町上野 164-6	指定管理者	75-3811	川崎 CH- 47J	50m×60 m
	西 170	鹿伏くるみの里 グラウンド	波賀町鹿伏 175-10	委託先 同施設管理棟	73-0348	川崎バー トル KV-107	60m×70 m	西 170	くるみの里グラ ウンド	波賀町鹿伏 175-10	指定管理者 同施設管理棟	73-0348	川崎バー トル KV-107	60m×70 m
	西 171	波賀総合スポー ツ公園	波賀町有賀 97-1	同指定管理者	75-3811	川崎バー トル KV-107	140 m × 140m 扇形	西 171	波賀総合スポー ツ公園	波賀町有賀 97-1	指定管理者	75-3811	川崎バー トル KV-107	140 m × 140m 扇形
	西 172	谷 山村広場	波賀町谷 179-13	波賀市民協働セ ンター	75-2220	AS332L1	50m×60 m	西 172	谷 山村広場	波賀町谷 179-13	波賀市民局	75-2220	AS332L1	50m×60 m
	(略)							(略)						
	西 174	ちくさ高原ネイ チャーランド駐 車場	千種町西河 内1047	委託先 同施設管理室	76-3555	川崎 CH- 47J	80 m × 170m	西 174	ちくさ高原ネイ チャーランド駐 車場	千種町西河 内1047	指定管理者 同施設管理室	76-3555	川崎 CH- 47J	80 m × 170m
	(略)							(略)						

第5編 大規模事故等応急対策計画

	修正前		修正後	
	対策部	現地対策本部・教育対策部	対策部	現地対策本部・土木水道対策部・教育対策部
大規模事故等-57	第8節 給水対策 (略)		第8節 給水対策 (略)	
大規模事故等-58	5 給水施設の応急復旧 給水施設が破損した場合は、宍粟市管工事組合と結ぶ「災害等相互応援に係る協定」を活用し、迅速かつ効果的に応急復旧を行う。 (略)		(削除) (略)	
	第11節 健康対策 (略)		第11節 健康対策 (略)	
大規模事故等-62	1 巡回健康相談 (1) 対策部は県や医師会、応援医療チームなどと連携し、医師や保健師などによる巡回健康相談を実施する。対象は避難所や仮設住宅の被災者、在宅の被災者とし、健康に関する様々な相談に応じるとともに、高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児等、特に配慮を要する人をはじめ、被災者の心身の健康状況の把握に努めるものとする。支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健、医療、福祉等関係機関と連携して支援を行う。 (略)		1 巡回健康相談 (1) 対策部は県や医師会、応援医療チームなどと連携し、医師や保健師などによる巡回健康相談を実施する。対象は避難所や仮設住宅の被災者、在宅の被災者とし、健康に関する様々な相談に応じるとともに、高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児等、特に配慮を要する人をはじめ、被災者の心身の健康状況や多様なニーズの把握に努めるものとする。支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健、医療、福祉等関係機関と連携して支援を行う。 (略)	
	第8章 生活支援対策 (略)		第8章 生活支援対策 (略)	
	第2節 罹災証明書の発行と被災者台帳の作成 (略)		第2節 罹災証明書の発行と被災者台帳の作成 (略)	
大規模事故等-72	3 被災者台帳の掲載・記録項目 被災者台帳は、被災者の援護を効率的に行うために個々の被災者の被害状況や支援の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約するために住宅の被害調査をもとに作成する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。 (略)		3 被災者台帳の掲載・記録項目 被災者台帳は、被災者の援護を効率的に行うために個々の被災者の被害状況や支援の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約するために住宅の被害調査をもとに作成する。また、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。 (略)	

第5編 大規模事故等応急対策計画

	修正前	修正後
大規模事故等-98	<p>第14章 原子力事故対策 (略)</p> <p>第2節 緊急時モニタリングの実施 (略)</p> <p>3 海上保安本部の措置</p> <p>海上保安本部は海上における緊急時モニタリングに関し、県知事が管区海上保安本部長に対し、要請を行ったときは、巡視船艇を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び資機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し必要な支援を行うものとする。</p>	<p>第14章 原子力事故対策 (略)</p> <p>第2節 緊急時モニタリングの実施 (略)</p> <p>3 海上保安本部の措置</p> <p>海上保安本部は海上における緊急時モニタリングに関し、県知事が管区海上保安本部長に対し、要請を行ったときは、船艇を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び資機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し必要な支援を行うものとする。</p>